

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
			III	4	(3)	②						
1	入札説明書	6	III	4	(3)	②				災害時に避難場所として活用可能な施設	新リサイクルセンターに必要機能を確保している、とありますが、熱回収施設従業員及び見学者のみの避難場所を確保するという考え方で宜しいでしょうか。	基本的には熱回収施設従業員、見学者及び搬入者、発災時に近隣にいた市民等も受け入れることも想定してください。
2	入札説明書	6	III	5						本事業対象施設の概要	事業実施区域面積＝敷地面積との理解で宜しいでしょうか。又、正確な面積をご教示下さい。	前段の質問について、ご理解のとおりです。後段の質問について、約13,600㎡となります。ただしCAD上で計算したもので、正式に求積した面積はありません。
3	入札説明書	7	III	11						事業期間終了後の措置	約30年間以上の長期安定処理とありますが、躯体供養期間は30年間との設定で宜しいでしょうか。	プラント、建築を含め、施設として約30年間以上の長期安定処理が可能な計画としてください。
4	入札説明書	8	III	12	(1)	イ	③			近隣対応	事業者が実施する業務に関連するものとありますが、具体的にはどのようなことを想定しておられるのでしょうか。	要求水準書 第I編 設計・建設工事編のp19～「2.建設工事」及びp40「8.住民説明」に記載の内容を遵守していただくことを想定しています。
5	入札説明書	8	III	12	(1)	ウ	⑦			近隣対応	事業者が実施する業務に関連するものとありますが、具体的にはどのようなことを想定しておられるのでしょうか。	要求水準書 第II編 運営業務編のp31～「第6節 近隣対応」に記載の内容を遵守していただくことを想定しています。
6	入札説明書	8	III	12	(2)	ア	②			近隣対応	事業者が実施する業務に関連するもの以外とありますが、具体的にはどのようなことを想定しておられるのでしょうか。又、協定書締結の責は組合様にあるとの理解で宜しいでしょうか。	前段の質問について、質問回答No4で回答した内容以外を指すとご理解ください。後段の質問について、組合が住民等と結ぶ協定についてはご理解のとおりです。
7	入札説明書	8	III	12	(2)	ア	②			近隣対応	協定書締結の遅れによる工期遅延は、事業者の責ではないという理解で宜しいでしょうか。	組合が住民等と結ぶ協定についてはご理解のとおりです。
8	入札説明書	8	III	12	(2)	イ	④			近隣対応	事業者が実施する業務に関連するもの以外とありますが、具体的にはどのようなことを想定しておられるのでしょうか。又、協定書締結の責は組合様にあるとの理解で宜しいでしょうか。	前段の質問について、質問回答No5で回答した内容以外を指すとご理解ください。後段の質問について、質問回答No7を参照してください。
9	入札説明書	8	III	12	(2)	ア	④			本施設の設計・建設工事 モニタリング	モニタリングはコンサルに業務委託されるとの理解で宜しいでしょうか。その場合、組合様とコンサルのモニタリング契約締結は組合様と選定事業者の仮契約時にはなされており、工期に影響を与えないという理解で宜しいでしょうか。	コンサルとの契約締結日は未定ですが、工期に影響はないと考えております。
10	入札説明書	27	VI	4						保険	「組合は、公益社団法人全国市有物件災害共済会を付保する予定である」とありますが、建物総合損害共済に加入するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。質問回答No34も参照してください。
11	入札説明書	28	VII	2	(3)					設計・建設工事請負契約	平成31年5月(予定)に開催する議会の議決を経て正式契約とありますが、工期は平成31年6月1日より、との理解で宜しいでしょうか。	契約工期の着手日は、議決された日の翌日となります。
12	入札説明書	28	VII	2	(3)					設計・建設工事請負契約	工期が厳しいため、正式契約時を持って基本設計について承認を得る必要があります。仮契約以降、速やかにコンサルと設計調整をし、契約図(完了基本設計図)とする、との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書 第I編 設計・建設工事編のp17～「3)基本設計」に記載の基本設計図書については、事業契約締結後に協議を開始します。また、質問回答No9も参照してください。
13	入札説明書	28	VII	3	ア					特別目的会社の設立	運営事業者の本店所在地は大崎市内とすること。とありますが、事業費の圧縮にも繋がりますので、建設期間中は建設事業者が本件敷地内に建設する現場事務所内への設置、運営期間中は本施設内に、無償で設置させて頂きたくお願い致します。	建設期間ならびに運営期間を通じて、事業実施区域内への特別目的会社の設置は認めません。
14	入札説明書	29	VII	5	(2)	イ				契約保証金の納付方法	運営業務委託契約は長期契約となり、履行保証保険契約や第三者損害賠償保険等を一度に20年間付すことが難しいため、それらの保険については単年度又は複数年度での更新とさせていただけないでしょうか。	当該項目の(イ) (ウ) (エ) で規定している銀行等による保証、公共工事履行保証証券による保証及び履行保証保険契約については単年度での更新としてください。

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
15	入札説明書 添付資料-3	2/2	4	(2)						組合における構成市町内発注金額達成状況の確認	「実績構成市町内発注金額が計画構成市町内発注金額を下回った場合」との記載がありますが、「計画構成市町内発注金額」とは様式7-5に記載する発注予定金額の総額（設計・建設期間、運営期間におけるそれぞれの総額）を指しているという理解で宜しいでしょうか。また、提案書に記載した発注先及び発注金額の変更は認められるという理解で宜しいでしょうか。	前段の質問について、ご理解のとおりです。後段の質問について、発注先の変更についてはご理解のとおりです。発注金額の変更は個別の契約金額については認めませんが、総額は増額のみ認めます。
16	入札説明書 添付資料-3	2/2	4	(2)						組合における構成市町内発注金額達成状況の確認	「ただし、計画構成市町内発注金額の未達が運営事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを建設事業者が明らかにした場合には、この限りではない。」とは具体的にどのようなケースを想定されていますでしょうか。以下のようなケースは「事業者側の責めに帰すことのできない理由」になると理解して宜しいでしょうか。 ・貴組合管内では土木建築関連工事をはじめとする公共工事等の発注工事量の多くなることが想定され、提案時に想定していた企業から業務の請負を断られた場合。	倒産や吸収合併など地元企業の定義付けが困難になった場合を想定しています。なお、貴質問内容に記載のケースについては、認められません。
17	入札説明書 添付資料-4	2/11	2							対価の支払い方法	「運営業務委託費は、平成34年4月から平成54年3月までの20年間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、四半期に1回運営事業者に対して支払うものとする。」と記載がありますが、運営事業者は人件費や地元企業等へ原則毎月委託費を支払う計画とするため、組合様から運営事業者への運営業務委託費の固定費、変動費の支払いは毎月払いとしていただけないでしょうか。	ご提案の内容については、契約時に協議するものとなります。
18	入札説明書 添付資料-4	2/11	1	表1						運営変動費	変動費単価は、「年間変動費を計画ごみ処理量で除すること」とありますが、タービン法定点検実施年度（1回/4年）は通常よりも全炉停止期間が長くなるため、年間のごみ処理量が同じであっても買電量、薬剤費が異なります。そのため、変動費単価は「事業期間を通じた総費用÷事業期間の総計画ごみ量」にて算出するものとして宜しいでしょうか。	変動費単価は「事業期間を通じた総費用÷事業期間の総計画ごみ量」にて算出し、年度により変動費単価が異なることが無いようにしてください。
19	入札説明書 添付資料-4	2/11	2							対価の支払い方法	運営変動費については、当該四半期の実績処理対象物量、ごみ量変動、ごみ質変動及び物価変動を考慮した、とありますが、ごみ量変動を考慮とはどのような事象を想定されていますでしょうか。	四半期においては、年間計画ごみ量（37,595t/年）を4で除した値に対するごみ量変動分を指すものとしてご理解願います。なお、質問内容に記載の、「ごみ質変動」については、入札説明書には記載をしておきませんのでご承知ください。
20	入札説明書 添付資料-4	3/11	3	(3)	表3					物価変動に基づく改定に用いる指標	ご提示いただいている指標について、事業者にて最適と考える指標がある場合、提案、もしくはご協議が可能と考えて宜しいでしょうか。	事業提案書（事業計画に関する提出書類（様式8関係）に記載する事業費に関しては、原文どおりの内容にしたがって提案してください。ただし、p3/11～「(3)のウ」に記載のとおり、改定に用いる指標が実態に整合しない場合は、契約締結後に協議を行うものとなります。
21	入札説明書 添付資料-4	3/11	3	(3)						物価変動に基づく改定方法	改定方法についての記載がありますが、物価変動の変動幅に係わらず毎年改定されるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	入札説明書 添付資料-4	4/11	3							表3 物価変動に基づく改定に用いる指標	物価変動に基づく改定に用いる指標が一つでは実態に整合しないため、構成内容や指標について、p.3/11 (3) ウに基づき、提案することによりよろしいでしょうか。提案する場合は、どこに記載すればよいでしょうか。	質問回答No20を参照してください。
23	入札説明書 添付資料-4	4/11	表3							運営変動費単価	物価変動に基づく改定に用いる指標について、「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」となっていますが、より適切に物価変動を反映する観点から、薬剤費については「消費税を除く国内企業物価指数/無機化学工業製品」を、それ以外については「消費税を除く国内企業物価指数/電力・都市ガス・水道」を用いて頂けないでしょうか。	質問回答No20を参照してください。

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
24	入札説明書 添付資料-4	5/11	4	(3)	エ					運営業務委託費の減額に関する基本的考え方	異常事態の発生、計画外での焼却処理の停止の場合、運転停止型減額措置として減額対象との記載がございますが、運営事業者側の責めに帰すことができない事由に基づく計画外での焼却処理の停止の場合には、貴組合との協議によって措置方針を決めることと考えて宜しいでしょうか。(運営業務委託契約書(案)第40条のとおり)	ご理解のとおりです。 詳細は運営業務委託契約にしたがって措置方針を決定するものとします。
25	入札説明書添付資料-4	8/11	6	(2)	(エ)					財務状況モニタリング	運営事業者はこの報告の他に年1回、財務諸表を組合様に提出すること。とありますが、想定されている時期についてご提示をお願いいたします。	基本契約書(案)に記載のとおり、SPCの毎会計年度終了後3月以内に提出してください。
26	入札説明書 添付資料-4	10/11	7	(1)						余剰電力量未達減額措置	事業提案書で提案した計画余剰電力量とは、以下の条件にて算出したものと理解してよろしいでしょうか。 ①ごみ質：基準ごみ (要求水準書 第I編 設計・建設工事編p.7 表1-2) ②ごみ量：計画処理量37,595t/年 (要求水準書 第I編 設計・建設工事編p.7 表1-1) ③新リサイクルセンター及び桜ノ目衛生センターへの送電量は含まない。	①ご理解のとおりです。 ②ご理解のとおりです。 ③ご理解のとおりです。
27	入札説明書 添付資料-4	10/11	7	(2)						余剰電力量未達減額措置	実績余剰電力量は、年間のごみ質やごみ量の変動を受けて、計画余剰電力量と完全には一致しません。このため、計画余剰電力量との差異に基づく控除につきましては、10%程度の許容幅を設けていただけないでしょうか。 また、許容幅を超えて上振れした場合には、一部を事業者の収入とする等のインセンティブの考え方はありますでしょうか。	前段の質問について、入札説明書に記載のとおりとします。ただし、質問内容にも記載がある許容幅を含め、計画余剰電力量の未達が運営事業者の責めに帰すことのできない事由に基づく合理的で組合が納得のいく説明を運営事業者が明らかにした場合は、この限りではありません。 後段の質問について、インセンティブの考えはありません。
28	入札説明書 添付資料-4	10/11	7	(1)						運営事業者による計画余剰電力量の算出	実績余剰電力量の評価において、実績ごみ質が要求水準書に規定する計画値と大きく乖離している場合のみ、提案を受け付けると有りますが、要求水準書第I編設計・建設工事編の7ページ表1-2計画ごみ質に記載の範囲を逸脱した場合には提案を受け付けて頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。質問回答No26, No27も参照してください。
29	入札説明書 添付資料-4	10/11	7	(2)						組合における余剰電力量達成状況の確認	実績余剰電力量が計画余剰電力量を下回った場合、・・・1kwhあたり13.5円を乗じた金額を・・・控除して支払う。とありますが、単価については市況により変動するため、当該年度の実売電単価にて清算いただけないでしょうか。	入札説明書に記載のとおりとします。なお、質問回答No27も参照してください。
30	入札説明書 添付資料-4	10/11	8	(2)						組合における構成市町内発注金額達成状況の確認	「実績構成市町内発注金額が計画構成市町内発注金額を下回った場合」との記載がありますが、「計画構成市町内発注金額」とは様式7-5に記載する発注予定金額の総額(設計・建設期間、運営期間におけるそれぞれの総額)を指しているという理解で宜しいでしょうか。 また、提案書に記載した発注先及び発注金額の変更は認められるという理解で宜しいでしょうか。	前段の質問について、ご理解のとおりです。 後段の質問について、ご理解のとおりです。

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
31	入札説明書 添付資料-4	10/11	8	(2)						組合における構成市町内発注金額達成状況の確認	<p>「ただし、計画構成市町内発注金額の未達が運営事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを運営事業者が明らかにした場合には、この限りではない。」とは具体的にどのようなケースを想定されていますでしょうか。以下のようなケースは「事業者側の責めに帰すことのできない理由」になると理解して宜しいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長い運営期間において、企業の移転又は閉鎖が行われる可能性があります。様式7-5に記載した企業が移転又は閉鎖した影響で発注金額が未達になった場合 ・運営期間中の著しい物価変動が構成市町内企業への発注額に影響を与えた場合 	倒産や吸収合併など地元企業の定義付けが困難になった場合を想定しています。また、貴質問内容に記載のケースについては、対象になると考えてよいものとしませんが、できる限り提案の履行に努めてください。
32	入札説明書 添付資料-4	11/11	8	(2)						組合における構成市町内発注金額達成状況の確認	<p>当該年度の実績構成市町内発注金額が計画構成市町内発注金額を上回った場合は、次年度に持ち越さないものとする。とありますが補修工事等、年度移動が発生する項目もあるため、運営事業期間通じてのご評価としていただきますようお願いいたします。</p>	原則として入札説明書に記載のとおりとします(ただし、計画構成市町内発注金額の未達が運営事業者の責めに帰すことのできない事由に基づく合理的で組合が納得のいく説明を運営事業者が明らかにした場合は、この限りではありません)。
33	入札説明書 添付資料-5	1/2	2	(1)						第三者損害賠償保険	<p>運営業務委託契約は長期契約となり、履行保証保険契約や第三者損害賠償保険等を一度に20年間付すことが難しいため、それらの保険については単年度または複数年度の更新とさせていただけないでしょうか。</p>	質問回答No14を参照してください。
34	入札説明書 添付資料-5	2/2	2	(2)						保険	<p>組合様が付保する予定の「公益社団法人 全国市有物件災害共済会」で想定されている補填内容(共済金額、対象とする災害・被害・損害の事象等)をご教示願います。また、当該保険の補償内容に火災が含まれている場合、運営業務期間中の火災保険は重複契約となるため、付保しなくてもよろしいでしょうか。</p>	前段の質問については、公益社団法人 全国市有物件災害共済会の「建物総合損害共済 事業の概要と事務取扱の手引き 第1部 平成27年4月1日適用」の閲覧を可としますので、事業担当課へ個別に問い合わせのうえ、内容をご確認ください。建物総合損害共済への申し込みは組合が行い、費用(共済基金分担金)は運営事業者が負担するものと修正します。後段の質問については、ご理解のとおりです。ただし、事業者で不足と判断した場合に契約し付保しても構いません。別途、入札説明書の修正版を公表します。
35	入札説明書 添付資料-5	2/2	2	(2)						火災保険	<p>火災保険については、補償額を請負代金額とした場合、非常に高額な保険料になることが想定されるため、経済合理性を勘案し本リスクに関しては事業者提案とさせていただけないでしょうか。</p>	質問回答No34を参照してください。
36	入札説明書 添付資料-5	2/2	2	(2)						運営業務期間中の火災保険	<p>火災保険については、①原則としては施設所有者が付保する保険であること、②貴組合にて公益社団法人全国市有物件災害共済会に加入されることより、保険内容の重複をさけるため、事業者側での付保は取りやめることをお認めいただきますようお願い致します。</p>	質問回答No34を参照してください。
37	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	1	第1章							総則	<p>大崎広域中央クリーンセンターの解体工事において、PCB含有の可能性のある廃棄物の事前調査と調査によりPCB含有が発見された場合の保管施設建設と保管業務は本見積範囲外という理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
38	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	1	第1章							総則	<p>大崎広域中央クリーンセンターの解体工事において、PCB含有の可能性のある廃棄物の事前調査と調査によりPCB含有が発見された場合の保管施設建設と保管業務が本見積範囲内である場合、想定される対象機器について、製造メーカー、数量、型式、製造番号をご提示願います。</p>	質問回答No37を参照してください。

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
			第1章	第1節	1.							
39	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	1	第1章	第1節	1.					組合	建築確認申請は指定確認審査機関を利用しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、質問回答No380もご確認ください。
40	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	2	第1章	第1節	1.	(3)	④			一般事項	自主規制値を設け、地域協定を締結するとありますが、自主規制値とは要求水準書に対する設計仕様書(様式6-4)に記載されている排ガスの停止基準値と考えてよろしいでしょうか。また、自主規制値と停止基準値が異なる場合は自主規制値の取り扱いについてご教示ください。	前段の質問について、自主規制値は、要求水準書 第I編 設計・建設工事編のp12 表1-7 排ガス基準に示す数値です。なお、地域協定は今後締結予定です。後段の質問について、停止基準値には、自主規制値に加え、一酸化炭素の基準値を設けています。
41	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	3	第1章	第1節	3.	1)	(5)			新リサイクルセンター出入口	新リサイクルセンター配置図記載の周辺図をCADデータでいただけないでしょうか。	新リサイクルセンター配置図記載の周辺図のCADデータの提供はできません。
42	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	3	第1章	第1節	3.	1)	(5)			新リサイクルセンター出入口	新リサイクルセンターに入出入りする曜日別の車両台数についてご教示願います。	平成29年度の年間総車両台数は22,208台です。曜日別搬入台数割合は月曜21.4%、火曜19.6%、水曜22.3%、木曜17.3%、金曜19.4%です。
43	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	3	第1章	第1節	3.	1)	(6)			全体計画	蒸気タービン発電設備等による発電を新リサイクルセンター及び衛生センターに自営線により給電する、とありますが、それぞれの電気室の場所をご提示願います。	入札参加資格審査を通過した応募者代表企業に「電気室位置(新リサイクルセンター及び衛生センター)」を配布しますので、内容をご確認ください。
44	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	3	第1章	第1節	3.	1)	(6)			全体計画	本施設での高圧受電の契約電力を検討するために、新リサイクルセンターの予定契約電力及び衛生センターのデマンド電力のご提示願います。	新リサイクルセンターの予定契約電力は580kWです。衛生センターの契約デマンド電力は605kWhです(既存施設の契約が中央クリーンセンターと衛生センターで1受電契約のため、案分した数値)。
45	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	3	第1章	第1節	3.	1)	(6)			給電について	新リサイクルセンター及び衛生センターへの給電に関して、本施設における契約電力量を算出のため、 (1)新リサイクルセンターの5時間稼働機器について、稼働する時間帯をご教示願います。 (2)衛生センターの現状の契約電力量のご教示をお願いします。また、脱水機等の日中稼働機器の稼働時間帯をご教示をお願いします。	(1)について、5時間稼働機器の稼働時間はおよそ9時30分～12時00分及び13時30分～16時00分で、それぞれ30分程度前後するものと想定してください。 (2)について、契約電力量は質問回答No44を参照してください。日中のみ稼働する機器の稼働時間帯は脱水機、焼却炉は9～16時間、破碎機は8時30分～16時30分です。その他水処理のためポンプ類の機器は24時間稼働しています。
46	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	3	第1章	第1節	3.	2)	(3)			工事計画	「既存リサイクルセンターの解体撤去工事完了(平成31年1月末予定)後の着工」とありますが、「平成32年1月末予定」の誤記で、平成32年2月より現地工事が着工できるものとして計画を進めて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。別途、要求水準書 第I編 設計・建設工事編の修正版を公表します。
47	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	3	第1章	第1節	3.	2)	(3)			既存リサイクルセンターの解体撤去完了時期	既存リサイクルセンターの解体撤去完了が平成31年1月末予定とされていますが、入札説明書に示されている事業契約の締結(平成31年5月予定)前に解体工事は完了されるかと考えてよろしいでしょうか。	質問回答No46を参照してください。
48	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	3	第1章	第1節	3.	2)	(3)			工事計画	「本工事は、既存リサイクルセンターの解体撤去工事完了(平成31年1月末予定)後の着工」とありますが、既存リサイクルセンター解体撤去工事との干渉がないと思われる工事实施区域南西側での仮設工事は、先行して着手可能との理解で宜しいでしょうか。	組合と協議のうえ、既存リサイクルセンター解体撤去工事に干渉しないことが確認できたことを前提として、工事实施区域南西側での仮設工事の先行着手を可とします。なお、質問回答No82についても参照してください。
49	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	5	第1章	第1節	5.	2)				最大降雨量	記載の過去最大降雨量49mm/hを設計降雨量としてよろしいでしょうか。	雨水排水設備設計降雨強度は、都市計画法開発許可制度便覧(宮城県、平成26年1月)における「66mm/hrを下回ることはできない。」の規定に従って、設計降雨量を設定してください。
50	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	5	第1章	第1節	5.	3)				建ぺい率、容積率	建ぺい率60%以下、容積率200%以下と示されておりますが、これは事業実施区域面積約13,600m ² (要求水準書 第I編 設計・建設工事編p.2 基本事項)に対する割合との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
			第1章	第1節	5.	3)	(6)				
51	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	5	第1章	第1節	5.	3)	(6)		河川法	「河川保全区域（江合川堤防の法尻から20m）」とありますが、具体的な河川保全区域ラインもしくは江合川堤防の法尻位置をご教示願います。	河川保全区域ラインは、要求水準書添付資料-1の河川保全区域（目安）をご確認ください。また、入札参加資格審査を通過した応募者代表企業へ、要求水準書添付資料-15に江合川堤防の法尻位置を追加したデータを提供します。 なお、実際の河川保全区域は、落札者決定後に河川管理者との協議によるものとします。
52	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	5	第1章	第1節	5.	4)			緑地率	「東側の緑地は現状より減らさないこと」とありますが、工事中に資材置き場等に利用し、完成後は緑地として確保するという考えでも宜しいでしょうか。	東側は民地があることから、原則として使用しないものとしてください。
53	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	5	第1章	第1節	5.	4)			緑地率	桜ノ目橋下川原1号線に沿って緑化する幅2mの部分は緑化率15%に含むとの理解でよいでしょうか。	桜ノ目橋下川原1号線に沿って緑化する幅2mの部分は緑化率15%に含まないものとします。
54	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	5	第1章	第1節	5.	4)			緑地率	事業実施区域面積に対して15%以上の緑化には、市道桜ノ目橋下川原1号線沿いの将来道路拡幅余幅2mの緑地帯も含めてよろしいでしょうか。	質問回答No53を参照してください。
55	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	5	第1章	第1節	5.	5)			搬入出道路	中央クリーンセンター解体跡地に構内道路を整備するまでの間、搬入経路は市道桜ノ目橋下川原1号線から衛生センター西側の道路へ進入するとありますが、市道桜ノ目橋下川原1号線から直接進入する提案も可能でしょうか。	要求水準書 第I編 設計・建設工事編に記載のとおりとします。
56	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	5	第1章	第1節	5.	6)	(1)		施設周辺設備 電力	新リサイクルセンターへの自営線ルートは公道を横切ることになりますが、施工方法（架空・埋設）に制限等ありますでしょうか。	契約後（実施設計時）に市道管理者と協議することとします。基本は埋設で考えています。
57	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	5	第1章	第1節	5.	6)	(1)		電力	新リサイクルセンター及び衛生センターの受電形態の切り替えに必要な手続きを具体的にご提示願います。また、見積のため負荷リスト・高調波計算書をご提示願います。	前段の質問について、東北電力(株)との協議、各施設の受電盤までの配管配線の敷設、各施設の電気料金負担割合がわかるように電力量計による管理及び各施設間の保護協調等です。 後段の質問について、負荷リストは要求水準書添付資料-11「組合関連施設の使用電気量（参考）」及び質問回答No44を参照してください。高調波計算書は、入札参加資格審査を通過した応募者代表企業に「高調波計算書（新リサイクルセンター）」を配布しますので、内容をご確認ください。なお、衛生センターの負荷リスト・高調波計算書はありません。
58	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	5	第1章	第1節	5.	6)	(1)		電力	電気主任技術者の監督範囲に、新リサイクルセンターと衛生センターの2施設がありますが、点検・保守、維持管理は各施設で行うものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	5	第1章	第1節	5.	6)	(1)		電力	本施設から新リサイクルセンターおよび衛生センターへの具体的な給電取り合い点についてご教示願います。また、市道を横断する位置、仕様、方法をご教示願います。	前段の質問について、給電取り合い点は各施設の受電盤とします。 後段の質問について、質問回答No56を参照してください。
60	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	5	第1章	第1節	5.	6)	(2)		用水	プラント用水は井水にて確保することとありますが、要求水準書添付資料-5に示されている既存井戸を使用することは、可能と考えてよろしいでしょうか。また、揚水量の制限があればご教示願います。	前段の質問について、本事業において既存井戸の使用は不可能です。新設井戸を設けてください。 後段の質問について、法令等の規制値はありません。 質問回答No151も参照してください。
61	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	5	第1章	第1節	5.	6)	(2)		用水	井水は既存2ヶ所（No.1, No.2）とも利用可能でしょうか。その場合、それぞれの取水可能量と取合い点をご教示下さい。	質問回答No60を参照してください。
62	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	6	第1章	第1節	5.	6)	(3)		排水	新リサイクルセンターのプラント排水についても本施設で再利用水として利用するとありますが、計画水質をご教示願います。	計画水質として提示できる資料はありません。要求水準書添付資料-7 新リサイクルセンタープラント排水量及び排水経路にて、発生するプラント排水の種類を参照のうえ、貴社にて想定してください。
63	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	6	第1章	第1節	5.	6)	(3)		排水	新リサイクルセンターのプラント排水の想定水質をご教示願います。	質問回答No62を参照してください。

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
			第1章	第1節	5.	6)	(3)					
64	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	6	第1章	第1節	5.	6)	(3)			排水	新リサイクルセンターのプラント排水についても本施設で再利用水として利用するとありますが、プラント排水を受け入れるのは新リサイクルセンターの営業日のみという理解でよろしいでしょうか。その場合、年間の営業予定日をご提示願います。また、受入のみの営業日については、受入ヤードの散水と床洗浄水のみをプラント排水として受入れると考えてよろしいでしょうか。	前段の質問について、ご理解のとおりです。また、新リサイクルセンターの年間の営業日は約260日です。後段の質問について、ご理解のとおりです。
65	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	6	第1章	第1節	5.	6)	(3)			排水	新リサイクルセンターの排水を処理した再利用水は、新リサイクルセンター及び衛生センターでは使用しないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	6	第1章	第1節	5.	6)	(3)			排水	新リサイクルセンターのプラント排水についても本施設で再利用水として利用するとありますが、接続配管のサイズ、材質をご教示下さい。	内外面ポリ粉体ライニング鋼管 (PD) 80Aを計画しています。
67	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	6	第1章	第1節	5.	6)	(4)			雨水	雨水側溝、浸透枳の設計のため、地下浸透については、どの程度考慮すべきかご教示願います。	事業者の提案によるものとします。
68	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	7	第1章	第2節	1.					処理能力	運転計画を作成するにあたり、搬入量の変動が必要となりますので、搬入車両台数については既にご提示いただいておりますが、加えて既設搬入量の月別変動と可能であれば曜日別変動もご教示願います。また、年始年末や年度末、祭礼時期等で顕著に搬入量が増加する時期がございましたら、併せてご教示願います。	要求水準書添付資料10の既存クリーンセンターにおける時間帯別搬入車両台数実績（平成27.28年度）を参照ください。
69	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	7	第1章	第2節	2.	2)	表1-2			計画ごみ質	計画ごみ質の元素組成に関して、基準ごみのみ示されていますが、高質ごみ、低質ごみも同じ割合と考えて宜しいでしょうか。	計画ごみ質の元素組成は基準ごみのものとしてご理解ください。高質ごみ、低質ごみの元素組成は事業者が想定してください。
70	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	8	第1章	第2節	3.	1)	(1)	①		搬入車両	委託収集車両（4tクラスのバッカー主体）とありますが、委託収集車両の最大車両寸法をご教示願います。また、車両軌跡を確認するために、各搬入・搬出車両の全長・全幅・全高・ホイールベースおよび最小回転半径をご提示願います。	前段の質問については、長さ6.5m、幅2.3m、高さ2.8mです。（平成30年8月31日時点の実績） 後段の質問については、搬入・搬出車両ともに、道路構造令の車両設計の普通自動車（長さ12m、幅2.5m、高さ3.8m、前端オーバーハング1.5m、軸距6.5m、最小回転半径12m）を最大車両としてお考えください。
71	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	8	第1章	第2節	3.	1)	(1) (2)			搬入車両、搬出車両	各車両の最大想定サイズについてもご教示願います。	質問回答のNo70を参照してください。
72	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	8	第1章	第2節	3.	1)				搬入出車両	車両動線計画を行うため、搬入出車両の車両諸元(最小回転半径、最大全長及びホイールベース長等)または車両メーカー及び型式等がわかる資料をご提示願います。 ・4tバッカー（フルダンプ時における後輪の中心からテールゲート端までの最大寸法を含む） ・10tダンプ（災害廃棄物運搬車両） ・10tダンプ（焼却主灰）	質問回答のNo70を参照してください。 また、委託車両の指定については原則4tバッカー車までとしており、収集業者ごとに車種は異なるため、フルダンプ時における後輪の中心からテールゲート端までの最大寸法等については把握しておりません。
73	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	8	第1章	第2節	3.	1)				搬入出車両	搬入車両⑦及び搬出車両①の10tダンプの車両寸法をご教示願います。	質問回答のNo70を参照してください。
74	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	8	第1章	第2節	4	2)				炉形式	「全連続運転式焼却式ストーカ炉」との記載がありますが、事業者は自社保有のストーカ炉にて提案するという理解で宜しいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
75	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	9	第1章	第2節	4.	6)				表1-4 本施設の主要設備方式	場内ロードヒーティングとありますが、ヒーティングの必要な年間日数をご教示下さい。	12月から3月の利用を前提とし、必要に応じて運営事業者の判断で稼働するものとしてください。
76	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	14	第1章	第3節	1.	6)				作業環境	表1-11においてタイトルが特定悪臭物質とありますが、誤記でしょうか。	ご指摘のとおりです。「特定悪臭物質」は「項目」に読み替えてください。 別途、要求水準書 第I編 設計・建設工事編の修正版を公表します。

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
77	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	15	第1章	第3節	2.	6)				緑化計画	原則15パーセントとする、とありますが、緑地以外の環境施設面積も含めてよいということでしょうか。	原則として緑地のみで15%以上としてください。
78	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	16	第1章	第4節	1.	1)	①			敷地測量図	当該図面のCADデータの提供をお願いできないでしょうか。	要求水準書添付資料-15の測量図のCADデータを入札参加資格審査を通過した応募者代表企業へ提供します。
79	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	17	第1章	第4節	1.	3)				基本設計	提案図書=基本設計図書に当たるものとの理解で宜しいでしょうか。	事業提案書を基に基本設計図書を作成し、その内容について組合の承諾を得るものとします。
80	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	17	第1章	第4節	1.	3)				基本設計	「組合と協議の結果、事業提案書にて提示した図面から基本設計に際して変更が生じた場合にも、原則として契約金額の増額等の手続きは行わない。」とありますが、生じた変更内容が、要求水準の変更による場合は、別途協議頂けるものとの認識で宜しいでしょうか。	要求水準書の変更による場合の扱いは、設計・建設工事請負契約書第39条に規定しているとおりです。なお、要求水準書 第I編 設計・建設工事編 p18 「5) 本要求水準書の記載事項」も参照してください。
81	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	20	第1章	第4節	2.	2)	(2)	①		現場管理	現場代理人及び副現場代理人と監理技術者とは兼務可能と考えて宜しいでしょうか。	「現場代理人と副現場代理人」「現場代理人と監理技術者」及び「副現場代理人と監理技術者」の兼務は不可とします。
82	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	20	第1章	第4節	2.	2)	(2)	⑤		工事基本条件	中央クリーンセンターの西側事業実施区域部分へ、仮設計量棟・資材置場・資材搬入路・仮設事務所等を設置できるとの認識で宜しいでしょうか。	中央クリーンセンターの南西側工事実施区域へ仮設計量棟の設置は可能です。ただし、資材置場・資材搬入路・仮設事務所等の設置は不可とします。
83	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	21	第1章	第4節	2.	4)	(2)			電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任	運営事業者が、工事開始前に電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者を選任と記載がありますが、建設工事期間中の主任技術者については、建設事業者(代表企業)から選任してもよろしいでしょうか	ご提案を認めます。
84	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	22	第1章	第4節	2.	5)	(3)			残存工作物	残存工作物とは、既設解体工事範囲外で新設工事に支障のある工作物を意味し、設計建設工事請負契約書(案)の第70条の条件変更該当するとの理解でよろしいでしょうか。その場合の追加対策費用は、別途ご精算していただけるという理解でよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書(案)第40条に従うものとします。
85	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	22	第1章	第4節	2.	5)	(4)			地中障害物	地中障害物とは、既設解体工事範囲外で新設工事に支障のある障害物を意味し、設計建設工事請負契約書(案)の第70条の条件変更該当するとの理解でよろしいでしょうか。その場合の追加対策費用は、別途ご精算していただけるという理解でよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書(案)第40条に従うものとします。
86	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	22	第1章	第4節	2.	5)	(3) (4)			残存工作物 地中障害物	「工事実施区域になんらかの工作物があった場合は、組合の承諾を得て本工事の障害となるものを撤去処分すること。」、また「地中障害物の存在が確認された場合は、その内容により組合を協議し、適切に処分すること。」と記載がありますが、今回ご提示いただきました資料以外のものが発見された場合は、費用・工期について協議の上、お支払い・見直しいただくと理解してよろしいでしょうか。	質問回答No84及びNo85を参照してください。
87	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	22	第1章	第4節	2.	5)	(3) (4)			残存工作物、地中障害物	既存リサイクル施設解体・撤去工事時に地中障害物は基本的に全て撤去されており、万一、残存工作物および地中埋設物があった場合、撤去にかかる費用とそれに伴う工期延長については、別途協議頂けるものとの認識で宜しいでしょうか。	質問回答No84及びNo85を参照してください。
88	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	22	第1章	第4節	2.	5)	(5)			建設発生土の処分	工所用仮設用地が不足するため、新リサイクル施設南東の緑地帯等、事業実施区域外で組合所有の使用可能な用地がございましたらご提示願います。	事業実施区域外の組合所有の土地で使用可能な用地はありません。

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
			第1章	第4節	2.	5)	(5)					
89	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	22	第1章	第4節	2.	5)	(5)			建設発生土の処分	本工事に伴って発生する残土のうち、杭工事より発生する残土においても事業実施区域内での有効利用の考えから、自ら利用するものと理解してよろしいでしょうか。	杭工事より発生する残土には、産業廃棄物となる汚泥を含まないことを前提として、ご理解のとおりです。
90	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	22	第1章	第4節	2.	5)	(5)			建設発生土の処分	当該事業実施区域内には、汚染土壌が存在しないものと考えてよろしいでしょうか。万一、汚染のある残土を処分を行う場合は、一般残土との差額は別途精算と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	22	第1章	第4節	2.	5)	(5)			建設発生土の処分	工事業実施区域内の土壌は、全て土壌汚染が無いという前提で計画するという理解で宜しいでしょうか。	質問回答No90を参照してください。
92	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	22	第1章	第4節	2.	5)	(7)			工車用車両の搬入出経路	工車用車両の動線について、現地見学会にて敷地の東側の市道から桜ノ目堰幹線用水路にかかる橋を渡って桜ノ目橋下川原1号線へ入るルートは、通行禁止とご教示いただきましたが、その他ご指定されるルートがございましたらご教示願います。	現時点では、その他指定するルートありません。
93	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	22	第1章	第4節	2.	5)	(7)			工車用車両の搬入出経路	「工車用車両の待機は組合の指定する区域で行い」とありますが、ご予約の指定する区域をご教示いただけますでしょうか。	原則、工事業実施区域内とし、工事業実施区域以外は建設事業者の負担で手配すること。
94	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	23	第1章	第4節	2.	5)	(8)	⑤		仮設事務所について	貴組合用の監督員及び施工監理用の仮設事務所を別室にて設置とありますが、受注者の事務所と合棟でもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	22	第1章	第4節	2.	5)	(8)	⑥		仮設事務所会議室	仮設事務所内に設ける30名程度が収納可能な会議室は、組合様専用ではなく、建設事業者も使用できる共用の会議室との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	23	第1章	第4節	2.	5)	(8)	⑥		仮設事務所会議室について	「仮設事務所内には、30名程度が収容可能な会議室を設けること」とありますが、受注者との共用会議室でよろしいでしょうか。	質問回答No95を参照してください。
97	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	23	第1章	第4節	2.	5)	(8)	⑨		仮設物の建設場所	「仮設物の建設場所は工事業実施区域内とすること」とありますが、一方P20.(2)⑤においては、「資材置場、資材搬入路、仮設事務所等については、組合と十分協議のうえ周囲に支障が生じないように計画すること（組合は事業実施区域外で必要となる場合の協議の応じるが、事業実施区域外で必要となる場合でも建設事業者の負担で確保すること）」とも記載がございます。P.20の通り、仮設用地については、事業区域外で必要となる場合にはご協議は可能と理解してよろしいでしょうか。	事業実施区域外で必要となる場合には建設事業者の負担で手配してください。別途、要求水準書 第I編 設計・建設工事編の修正版を公表します。
98	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	23	第1章	第4節	2.	5)	(8)	⑨		仮設工事	「仮設物の建設場所は工事業実施区域内とすること。」と記載がありますが、別途借地等にて周辺地域に確保してもよろしいでしょうか。	質問回答No97を参照してください。
99	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	23	第1章	第4節	2.	5)	(11)	④		防音シート	事業実施区域の東側ならびに南側への防音シートの設置については、工場棟外部足場において東面ならびに南面に設置するシートを防音シートとするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	24	第1章	第4節	2.	5)	(12)			環境保全目標	要求水準書に記載の各環境目標値は、工事業実施区域境界での値との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	24	第1章	第4節	2.	5)	(13)			作業時間	作業時間については、実質の作業時間を意味し、朝礼や片付け等の時間については、記載の時間帯の前後に行っても支障がないとの理解でよろしいでしょうか。	原則として、朝礼や片付け等も作業時間内に行うものとしてください。
102	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	26	第1章	第5節	1.	1)				使用材料規格	「本要求水準書で要求される機能（性能・耐用度を含む）を確実に満足できること。」と記載ありますが、要求機能を満足できるものであれば、建設事業者の責任において海外国内問わず製作及び材料を選択できると理解してよろしいでしょうか。	原則として認められません。要求水準書 第I編 設計・建設工事編のp26第5節1. 使用材料規格を満たすものとしてください。また質問回答No103～107も参照してください。

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
			第1章	第5節	1.	2)						
103	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	26	第1章	第5節	1.	2)				使用材料規格	「原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器とすること。」と記載ありますが、海外製作の場合、成分・強度がJIS等の規格と同等であれば、海外製造の材料を使用できると理解してよろしいでしょうか。	要求水準書 第I編 設計・建設工事編に記載のとおりとします。
104	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	26	第1章	第5節	1.	2)				使用材料規格	「原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器とすること。」と記載ありますが、経済産業省が溶接安全管理審査の合理化のための運用を示した民間溶接プロセス認証を取得している当社において、国の基準に適合している海外材料使用、海外製作が出来るものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書 第I編 設計・建設工事編に記載のとおりとします。
105	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	26	第1章	第5節	1.	3)				使用材料規格	「熱処理等を行う機器及び特殊材料等については、原則として国内品を使用すること。」と記載されておりますが、JIS等の国内基準や法令を満たしたことをご説明の上で、事前に組合殿の承諾を受ければ、海外調達も認めて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書 第I編 設計・建設工事編に記載のとおりとします。
106	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	26	第1章	第5節	1.	4)				海外製作	「国内の一般廃棄物処理施設に、建設事業者が納入し稼働した実績があること。」と記載ありますが、国内の諸基準や諸法令に適合することを条件に、海外での稼働実績もお認めいただくことは可能でしょうか。	要求水準書 第I編 設計・建設工事編に記載のとおりとします。
107	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	26	第1章	第5節	1.	5)				検査	「検査立会を要する機器・材料については、原則として国内において組合が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。」と記載ありますが、海外で製造するものは立会検査に必要な費用を建設事業者が負担することで、海外での検査実施をお認めいただくことは可能でしょうか。	組合の承諾を得ることを前提に、海外での検査実施を認めますが、発注者側の立会検査に要する費用負担は不要です。
108	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	27	第1章	第6節	3.					試運転及び運転指導に係る経費	試運転期間中の運営事業者の費用計上については、建設期間中費用計上する様式がありません。試運転期間中における運営事業者の費用については、運営業務委託費の中に平準化計上することでよろしいでしょうか。	試運転期間中の費用については、設計・建設費に含むものとしてください。
109	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	31	第1章	第7節						表1-16 引渡性能試験方法(2/4)	8焼却主灰熟灼減量(1)サンプリング場所が灰押出装入口、出口の2箇所となっておりますが、「いずれか」「いずれも」どちらでしょうか。	入口1箇所、出口1箇所の計2箇所です。
110	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	34	第1章	第8節	1.	1)	(1)			設計のかし担保	今回、既設焼却場解体後の工事も含まれており、段階的にお引渡しすることとなります。この場合、瑕疵担保期間は各々のお引渡し時から別々に発生するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	34	第1章	第8節	1.	1)	(3) (4)			かし担保	本項では、引渡し後、施設の性能等に疑義が生じた場合には、性能検査要領書に基づき一定の試験をする旨が記載されておりますが、「2. かし検査」にも同趣旨の記載があると思われま。設計・建設工事請負契約書では、後者のかし検査に関する規定はある一方、前者の性能検査要領書に基づく試験に関する規定はありませんが、両者はどのような関係にあると理解すれば良いでしょうか。	施工のかし確認は、「かし確認要領書」に基づき実施しますが、設計のかし確認は「性能試験要領書」に基づき実施します。施工のかし期間が終了した以降においても性能試験要領書で規定した性能を満足した状態で運転を行ってください。
112	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	36	第1章	第9節						完成図書	Microsoft Excel及びAutoCADについては、提出時の最新バージョンにて提出するという解釈で宜しいでしょうか。	Microsoft Excelについては、ご理解のとおりです。CADデータについては、DXF形式としてください。
113	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	44	第2章	第1節	5.	10)				機器構成	コンベヤ類は飛散防止のため密閉型とするとありますが、飛散防止が図れている湿灰等を搬送するコンベヤ類については、安定運転性やメンテナンス性を考慮してオープン型としてもよろしいでしょうか。	要求水準書 第I編 設計・建設工事編に記載のとおりとします。
114	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	46	第2章	第1節	14.					電波障害	電波障害とありますが、本施設を設置することにより発生する電波障害については、本工事範囲外とさせていただけないでしょうか。	本工事に含まれます。
115	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	46	第2章	第1節	14.					電波障害	敷地は電波伝搬障害区域外であるということで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
116	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	46	第2章	第1節	16.					浸水対策	当該敷地で過去に浸水した事例はありましたでしょうか。あった場合、発生事由・頻度や深さをご教示ください。	浸水した事例はありません。
117	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	47	第2章	第2節	1.	5)	(1)			ごみ計量機	中央クリーンセンターを解体した後の整地に設置するとありますが、リサイクルセンター跡地側に設置する提案は可能でしょうか。	要求水準書 第I編 設計・建設工事編に記載のとおりとします。
118	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	47	第2章	第2節	1.	5)	(1)			ごみ計量機	中央クリーンセンター解体跡地に設置とありますが、旧リサイクルセンター解体跡地内に設置する計画としても宜しいでしょうか。	質問回答No117についても参照ください。
119	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	47	第2章	第2節	1.	(3)				ごみ計量機	想定されている最大ホイールベースをご教示願います。	質問回答No70を参照してください。
120	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	47	第2章	第2節	1.	5)	(3)			ごみ計量機	組合職員事務室、リサイクルセンター管理棟へ転送する搬入量データは、データ量が膨大となるため、個別車両別の搬入量データではなく、搬入量合計をまとめたものでよろしいでしょうか。	組合職員事務室、リサイクルセンター管理棟へも個別車両別の搬入量データを転送できるものとしてください。
121	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	48	第2章	第2節	1.	5)	(17)			ごみ計量機	ごみ種別毎に個別に計量できるようにすることとありますが、計量機3基とは別に個別計量用の計量機を設置すると理解して宜しいでしょうか。	計量機3基とは別に、要求水準書 第II編 運営業務編にて規定している小型計量機を配置することを想定しています。
122	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	48	第2章	第2節	1.	5)	(17)			直接搬入車両	混載ごみを搬入する直接搬入車両に対し…とありますが、直接搬入車両の定義がP8にはなされていないようです。一般持ち込みと解釈して宜しいでしょうか。また、許可業者が混載して搬入することも考慮が必要でしょうか。	前段の質問について、ご理解のとおりです。後段の質問について、許可業者の混載ごみ搬入はないと考えてよいものとします。
123	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	50	第2章	第2節	4.	1)				ごみ投入扉及びダンピングボックス	想定されている傾斜可動式ダンピングボックスの機器構成、使用方法についてご教示願います。また、数量2基は傾斜投入式、傾斜可動式を1基ずつ設置すると理解してよろしいでしょうか。	前段の質問について、傾斜可動式については「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017改訂版」p279 (図3.3.2-6 投入方式の例)に記載の「傾胴型」(プラットホーム床面から上に傾斜するタイプ)をイメージしています。主な使用用途は一般持ち込み搬入者が安全に投入できることを目的としています。後段の質問について、ご理解のとおりです。
124	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	50	第2章	第2節	4.	3)	(4)			ごみ投入扉	電動式(VVVF)と記載がありますが、どのような運用方法を想定されているかご教示願います。要求水準書の記載事項を満足したごみ投入扉を選定した上で、駆動方式は事業者提案としても宜しいでしょうか。	前段の質問について、動力についての省エネルギー化を目指した運用及びインバーター制御による開閉時のバタつき防止を想定するものです。後段の質問について、要求水準書に記載のとおりとします。
125	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	50	第2章	第2節	4.	5)	(2)			ごみ投入扉	駆動方式について、表中は電動式(VVVF)のみですが、文中には、油圧式、空圧式、電動式等を選定…とあります。どちらが正でしょうか。	駆動方式については「電動式(VVVF)」とします。別途、要求水準書 第I編 設計・建設工事編の修正版を公表します。
126	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	50	第2章	第2節	4.	5)	(9)			ごみ投入扉	投入扉上部の清掃用点検床とは、どのような用途に使用するものかご教示願います。	投入扉上部スペースに埃等が蓄積した際に、清掃ならびに点検が可能となるように確保するための床です。
127	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	51	第2章	第2節	4.	5)	(18) (19)			ごみ投入扉及びダンピングボックス	ご想定されているダンピングボックスの型式について、傾斜投入式と傾斜可動式の違いをご教示いただけないでしょうか。	傾斜投入式は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017改訂版」p279 (図3.3.2-6 投入方式の例)に記載の「傾斜投入式」(プラットホームからごみピットに繋がる傾斜面を利用したタイプ)をイメージしています。傾斜可動式については、質問回答No123を参照してください。
128	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	54	第2章	第2節	7.	3)	(2)			処理対象物最大寸法	最大寸法の高さは1.8mとありますが、粗大ごみの最大寸法は高さ1.0m程度までが一般的と推察します。処理時に運営事業者の工夫で対応することを前提に、最大寸法の高さを1.0mとさせていただけないでしょうか。	ご提案を認めます。ただし、最大で当該寸法の粗大ごみが搬入されることを前提に、粗大ごみ切断機への投入が可能な処理を運営事業者にて実施してください。

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
			第2章	第2節	7.	3)	(2)					
129	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	54	第2章	第2節	7.	3)	(2)			粗大ごみ切断機	処理対象物最大寸法が2m×2m×1.8mとなっていますが、切断機メーカー仕様に該当する機種がないことから、投入寸法については、事前分割をすることなど運営側で対処することを踏まえ、事業者提案とすることよろしいでしょうか。	質問回答No128を参照してください。
130	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	60	第2章	第3節	6.	3)	(5)	④		焼却主灰ホッパ・シュート	材質はSUSとありますが、事業者実績に基づき、耐摩耗・耐食対策としてライナもしくは板厚アップなどにより耐久性を確保し、SSでもよろしいでしょうか。	要求水準書 第I編 設計・建設工事編に記載のとおりとします。
131	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	63	第2章	第4節	1.	1)	(3)	⑧		ボイラ本体	蒸気条件が事業者提案であるため、性能及び耐久性を満足することを条件に、過熱管の管群毎に最適な材料を選択する提案とさせていただきます。	要求水準書 第I編 設計・建設工事編に記載のとおりとします。
132	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	63	第2章	第4節	1.	1)	(3)	⑧		ボイラ	過熱器材質は、事業者提案となる各部の温度条件により最適材質が異なりますので、長期運転安定性を考慮した事業者実績に基づく提案とさせていただきます。	質問回答No131を参照してください。
133	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	64	第2章	第4節	1.	1)	(5)	⑭		液面計	ボイラドラムの液面計に可視性に優れたマグネット式液面計を採用することは可能でしょうか。	ご提案内容については、実施設計時に組合と協議により決定するものとします。
134	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	64	第2章	第4節	1.	1)	(5)	⑮		ボイラ	水面計のドレン排出先については、大気圧開放に伴うフラッシュ蒸気が発生することから、安全性を考慮し、ドレン受けではなくブロータンクとしてもよろしいでしょうか。	ご提案内容については、実施設計時に組合と協議により決定するものとします。
135	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	67	第2章	第4節	6.					ボイラ用薬液注入装置	清缶剤と脱酸剤の機能を有した1液タイプの提案も可能でしょうか。	ご提案内容については、実施設計時に組合と協議により決定するものとします。
136	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	68	第2章	第4節	6.					ボイラ用薬液注入装置	脱酸剤及び復水処理剤注入装置とボイラ水保缶剤注入装置は、使用薬剤が同一の場合、共用することは可能でしょうか。	ご提案内容については、実施設計時に組合と協議により決定するものとします。
137	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	67	第2章	第4節	6.	1)	(3)	②		ボイラ用薬液注入装置	薬液タンクの容量は、「補給時において、最大日使用量の7日分以上の容量が確保されていること」と記載がありますが、薬液を専用容器で保管する場合は、薬液溶解槽の容量を最大日使用量の7日分以上確保することよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、使用する薬剤が、補給時において最大日使用量の7日分以上の容量を確保できているか、かつ、供給ができる状態であることが前提です。
138	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	70	第2章	第4節	8.	1)	(5)	②		高圧蒸気だめ	「減圧弁及び安全弁を設けること」とありますが、高圧蒸気だめの上流には過熱器安全弁を設けるため、高圧蒸気だめの圧力が、過熱器の圧力及び高圧蒸気だめ設計最大圧力を上回ることはありませんので、事業者実績に基づき、高圧蒸気だめの減圧弁及び安全弁は設けずとしてよろしいでしょうか。	要求水準書 第I編 設計・建設工事編に記載のとおりとします。
139	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	73	第2章	第4節	14.	1)				廃液中和槽	建築本体工事所掌とありコンクリート製を想定されておりますが、運営の安定性などを勘案し、形状・材質等は事業者提案としてもよろしいでしょうか。	要求水準書 第I編 設計・建設工事編に記載のとおりとします。
140	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	76	第2章	第5節	3.					HCl、SOx除去設備	用役費算出の参考として、中央クリーンセンターでの使用されている消石灰の種類、実績使用量、排ガス処理設備入口排ガス中のHCl、SOx濃度の実績値をご提示いただけないでしょうか。	現在中央クリーンセンターで使用している消石灰はJIS R9001 工業用石灰特号です。平成29年度の消石灰購入量は97,440kg/年、焼却1t当たり3.36kg/tです。排ガス処理設備入口での測定実績はありません。
141	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	76	第2章	第5節	3.	4)	(2)			HCl、SOx除去設備	薬剤貯留装置の容量は、「補給時において、最大日使用量の7日分以上の容量が確保されていること」と記載がありますが、DCSに出力する「薬品補給要求」が発報した時点で7日分以上を確保する考え方でよろしいでしょうか。	薬品補給要求が発報した時点ではなく、補給時において最大日使用量の7日分以上の容量を確保するものとさせていただきます。
142	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	79	第2章	第5節	5.	4)	(3)			ダイオキシン類及び水銀除去設備	(5)の薬剤輸送配管の分岐、連結はしないこととの条件を遵守するため、HCl、SOx除去設備と同様に、2基の薬剤供給装置から2系統の輸送配管へ薬剤を供給するシステムとさせていただきます。	付属機器については、「3. HCl、SOx除去設備」の記載内容と同様、下記のとおり修正します。 4) 付属機器 (3) 薬剤供給装置 2基 (4) 薬剤供給ブロウ 3基 (交互運転) 別途、要求水準書 第I編 設計・建設工事編の修正版を公表します。

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
143	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	84	第2章	第6節	1.	8)				真空ポンプ	真空ポンプのご指定がありますが、売電も含めたメリットがある場合、エゼクタ方式を認めていただけないでしょうか。	要求水準書 第I編 設計・建設工事編に記載のとおりとします。
144	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	86	第2章	第6節	3.					場外温水供給設備	場外への温水給水設備は2管式の強制循環方式にて供給するものと考えてよろしいでしょうか。また、供給熱量の時間最大値をご教示いただけないでしょうか。	前段の質問について、ご提案内容については、実施設計時に組合と協議により決定するものとします。後段の質問について、要求水準書 第I編 設計・建設工事編に記載の供給熱量を時間最大値として計画してください。
145	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	89	第2章	第7節	6.	4)	(5)			排ガス循環用送風機	付帯機器に吸気スクリーンとありますが、本送風機の給気は排ガスタクトから行きますので、吸気スクリーンを設置しなくともよろしいでしょうか。	ご提案内容については、実施設計時に組合と協議により決定するものとします。
146	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	90	第2章	第7節	7.	5)	(6)			煙道	燃焼ガス冷却設備(エコノマイザ)以降の煙道の材質は耐硫酸露点腐食鋼とご指示がありますが、排ガス温度やガス性状を考慮した上で指定材質の施工範囲は事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	要求水準書 第I編 設計・建設工事編に記載のとおりとします。
147	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	91	第2章	第7節	8.	(6)				階段	外筒頂部まで手摺付き階段とありますが、階段にするとハッチが大型化し、必ずしも使い勝手が良くないものと考えます。頂部前は梯子とすることは可能でしょうか。	要求水準書 第I編 設計・建設工事編に記載のとおりとします。
148	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	92	第2章	第8節	1.	5)	(5)			落じんコンベヤ	「コンベヤ摺動部にライナープレートを張り付けるほか」とありますが、底板の板厚アップし耐久性を向上させることでライナープレートは無しとしてよろしいでしょうか。	要求水準書 第I編 設計・建設工事編に記載のとおりとします。
149	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	93	第2章	第8節	3.	5)	(5)			焼却主灰搬送コンベヤ	「コンベヤ摺動部にライナープレートを張り付けるほか」とありますが、底板の板厚アップし耐久性を向上させることでライナープレートは無しとしてよろしいでしょうか。	要求水準書 第I編 設計・建設工事編に記載のとおりとします。
150	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	95	第2章	第8節	6.	5)	(9)			飛灰搬送コンベヤ	「コンベヤ摺動部にライナープレートを張り付けるほか」とありますが、底板の板厚アップし耐久性を向上させることでライナープレートは無しとしてよろしいでしょうか。	要求水準書 第I編 設計・建設工事編に記載のとおりとします。
151	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	100	第2章	第9節	1.					共通事項	一日当たりの井水の可能採水量をご教示下さい。	法令等の規制値としての可能採水量はありません。事業者にて可能採水量を調査してください。なお、参考までに、現在の井水使用量は中央クリーンセンター：268.5m ³ /日、衛生センター75.7m ³ /日です。既存井戸のポンプ能力はNo.1：0.7m ³ /min、No.2：0.3m ³ /minです。
152	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	101	第2章	第9節	2.	1)	表2-2			水槽類	各水槽の材質は、原則としてSUSとありますが、鉄筋コンクリート製の水槽の提案は可能でしょうか。	要求水準書 第I編 設計・建設工事編に記載のとおりとします。
153	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	101	第2章	第9節	2.	1)				水槽類リスト	注)各水槽の材質は、原則としてSUSとする とありますが、2)特記事項(7)にはFRP製マンホールとも記載があります。各水槽類の構造・材質は用途に応じ事業者提案としても宜しいでしょうか。	質問回答No152を参照してください。
154	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	101	第2章	第9節	2.	2)	(8)			水槽材質	コンクリート水槽はコンパクトで敷地を有効に利用できるメリットがありますので、屋内の水槽材質にコンクリート製を提案させていただけないでしょうか。	質問回答No152を参照してください。
155	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	102	第2章	第9節	3.	1)				水源井揚水ポンプ	2)特記事項(2)故障時には自動的に交互運転に切り替わることでありますが、水源井揚水ポンプは水中に長時間水没するため、常設は1基とし、予備1基を倉庫に保管する方がポンプの寿命を長くすることが可能と考えます。2基交互運転ではなく、常設1基+倉庫予備1基とすることをご提案させていただけないでしょうか。	要求水準書 第I編 設計・建設工事編に記載のとおりとします。ただし、実際の設置場所、設置方法、運用は協議により決定するものとします。
156	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	104	第2章	第10節	1.					ごみピット排水	ごみピット排水はろ過器や噴霧ノズルのメンテナンス時の臭気拡散や感染、中毒の可能性があるため、ごみピット排水ポンプにてごみピットに返送し、ごみクレーンにてごみと十分に攪拌して焼却炉へ投入する方がより安全に処理できます。このような提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書 第I編 設計・建設工事編に記載のとおりとします。

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
			第2章	第10節	1.	2)	(2)					
157	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	104	第2章	第10節	1.	2)	(2)			ごみピット排水	本ポンプは汚水中に長期間水没するため、常設は1基とし、予備1基を倉庫にて保管する方がポンプの寿命を長くすることが可能と考えます。2基交互運転ではなく、常設1基+倉庫予備1基とすることをご提案させていただけないでしょうか。	要求水準書 第I編 設計・建設工事編に記載のとおりとします。ただし、実際の設置場所、設置方法、運用は協議により決定するものとします。
158	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	106	第2章	第10節	2.	1)				処理方式	図2-2にて参考処理フローが提示されておりますが、流入水質及び再利用先の用途に応じ、処理方式は事業者提案と理解して宜しいでしょうか。	ご提案内容については、実施設計時に組合と協議により決定するものとします。
159	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	109	第2章	第11節	1.					共通事項	電力会社の工事負担金の所掌をご教示願います。また、系統連系用保護装置について転送遮断装置または単独運転検出装置のどちらを採用するか、電力会社からの指定をご教示願います。	前段の質問について、工事負担金は建設事業者の所掌です。後段の質問について、現時点で電力会社からの指定はありません。
160	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	109	第2章	第11節						電気設備	電気設備設計のため、受電点の%インピーダンスについて、新リサイクルセンター実施設計において電力会社より提示されているものがあれば、ご教示願います。	新リサイクルセンターの実実施設計において、電力会社から提示された受電点の%インピーダンスはありません。参考資料として、電力会社から受領した「短絡電流、短絡容量等の計算結果について(回答)」を入札参加資格審査を通過した応募者代表企業に配布しますので、内容をご確認ください。
161	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	110	第2章	第11節	4.	1)	(5)	①		高圧受電盤	計器用VCTは買電・売電共用という理解でよろしいでしょうか。	買電用、売電用の別に計画してください。
162	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	111	第2章	第11節	4.	1)	(10)			高圧受電盤	本施設からの送電のため、新リサイクルセンター側の単線結線図をご提示願います。また、改造・配線工事見積に必要なため、新リサイクルセンターと衛生センターの高圧受電設備の図面、及び引込みケーブル布設図などの施工図をご提示願います。	入札参加資格審査を通過した応募者代表企業に「新リサイクルセンター単線結線図」「高圧受電設備図面及び配電図(新リサイクルセンター及び衛生センター)」を配布しますので、内容をご確認ください。
163	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	111	第2章	第11節	4.	1)	(10)			高圧受電盤	新リサイクルセンターと衛生センターの受電設備の改造は停電作業となりますが、停電可能な日数をご提示願います。また、停電時の仮設電源の要否、及び仮設電源が必要な場合には電源種別と容量をご提示願います。	前段の質問について、受電設備の改造に伴う停電可能日数は2日間(搬入のない土日)とします。また、詳細な実施日は組合の承諾を得て決定してください。後段の質問について、仮設電源の確保は、建設事業者にて手配してください。電源種別は新リサイクルセンター、衛生センターともに交流3相3線式です。仮設電源に必要な容量は、質問回答No44及び要求水準書添付資料-11「組合関連施設の使用電力量(参考)」を参照してください。
164	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	111	第2章	第11節	4.	1)	(10)			高圧受電盤	新リサイクルセンター及び衛生センター側の改造に伴う必要設備を含むとありますが、改造及び必要設備とは、上記両施設にある受電引込盤の一次側端子に、本施設側より高圧ケーブルを接続することによろしいでしょうか。	高圧ケーブルの接続の他、関連する機器の設置、試験調整等も含めてください。
165	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	111	第2章	第11節	4.	2)				高圧受電盤	「2段積みとする場合、前後扉は上下に分割し」と記載がありますが、配線工事の施工性を考慮し、後面は分割無しで提案してもよろしいでしょうか。	ご提案内容については、実施設計時に組合と協議により決定するものとします。
166	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	111	第2章	第11節	4.	2)				高圧配電盤	新リサイクルセンター及び衛生センターにおける受電設備(小メータ含む)設置についても事業者工事範囲とするありますが、本施設側の両施設用高圧分岐遮断器盤に精密電力量計、および各種保護継電器(51,67)を取り付けることによろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
167	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	111	第2章	第11節	4.	2)				高圧受電盤	新リサイクルセンター及び衛生センターにおける受電設備(子メーター含む)とは、既存の計器用VCT撤去後に電力量計を設置するとの理解でよろしいでしょうか。その場合、両センターではなく本施設の高圧配電盤に設置することとしてもよろしいでしょうか。	前段の質問について、ご理解のとおりです。後段の質問について、質問回答No166を参照してください。

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答	
			第2章	第11節	4.	2)							
168	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	111	第2章	第11節	4.	2)				高圧配電盤	新リサイクルセンター及び衛生センターにおける受電設備設置について本事業範囲とありますが、運営期間における維持管理範囲について、新リサイクルセンター及び衛生センターの一次側端子を責任分界点として宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
169	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	113	第2章	第11節	4.	4)	(3)	②	イ	(i)	高圧進相コンデンサ	新リサイクルセンター及び衛生センターの力率は0.95以上で運転されているという理解でよろしいでしょうか。なお、0.95未満の場合は、本施設で加算する必要容量をご提示願います。	ご理解のとおりです。
170	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	116	第2章	第11節	9.	3)	(4)	③	ハ		タービン発電機制御盤	電力監視盤を設けずにオペレータコンソールと兼用する場合、発電機監視盤もオペレータコンソールの機能に含めてよろしいでしょうか。	ご提案内容については、実施設計時に組合と協議により決定するものとします。
171	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	117	第2章	第11節	9.	3)	(4)	⑥			タービン発電機制御盤	変流器(87用×3)と記載がありますが、発電機の保護継電器は関係法規・規則を遵守して必要なものを設置するという理解でよろしいでしょうか。	ご提案内容については、実施設計時に組合と協議により決定するものとします。
172	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	120	第2章	第11節	10.	3)	(5)	②			非常用発電設備	非常用発電機の電圧を高圧(6.6kV)とする場合、系統電圧回復時の非常用負荷への給電の無停電切換(瞬時切換)を、蒸気タービン発電設備ではなく非常用発電設備の自動同期投入装置及び同期検定装置を使用して母線連絡遮断器によって実施できるように計画しても宜しいでしょうか。	ご提案内容については、実施設計時に組合と協議により決定するものとします。
173	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	124	第2章	第12節	3.	3)					ITV装置	ITVモニタの映像を新リサイクルセンター管理棟事務室及び研修室にて視聴を可能とすること、とありますが映像出力端子のみを準備し、モニタ等の手配およびケーブル敷設工事は所掌外と理解して宜しいでしょうか。	管理棟事務室については、モニタ等の手配及びケーブル敷設工事についても本工事に含んでください。研修室は、別途モニタを手配しますので、ケーブル敷設工事のみ実施してください。
174	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	125	第2章	第12節	3.	3)					I T V装置	機器配置により、参考台数以下で設置場所が十分に監視可能、あるいは監視が困難と判断される場合、適切なカメラ台数を提案させていただいてもよろしいでしょうか。	要求水準書 第I編 設計・建設工事編に記載のとおりとします。
175	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	125	第2章	第12節	3.	3)					I T V装置	雨雪による視認性が確保可能であれば、カメラはドーム型カメラを採用するなど事業者提案としてもよろしいでしょうか。	ご提案内容については、実施設計時に組合と協議により決定するものとします。
176	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	126	第2章	第12節	5.	1)	(4)	①			制御装置(中央制御室)	プロセスの稼働状況・警報等重要度の高いものについては中央監視盤に表示するとの記載がありますが、オペレータズコンソールの画面をITV装置の大型モニタに表示するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
177	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	127	第2章	第12節	5.	3)	(4)	②			ごみクレーン制御装置	中央制御室とごみクレーン操作室を同室とするなど配置計画によっては、必ずしも炉用オペレータズコンソールと列盤にならなくても宜しいでしょうか。	ご提案内容については、実施設計時に組合と協議により決定するものとします。
178	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	130	第2章	第13節							雑設備	施設の運営に必要な重機については、建設事業者が納入することによります。	ご理解のとおりです。別途、要求水準書 第I編 設計・建設工事編の修正版を公表します。
179	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	136	第2章	第13節	14.	1)					小動物の死骸専焼炉	[台車式]とありますが、炉自体を台車で移動するのではなく、処理対象物を台車で搬入できる形式との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
180	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	136	第2章	第13節	14.	5)	(3)				小動物の死骸専焼炉	「祭壇一式を設置すること」とありますが、既設施設にあるものを移設することでよろしいでしょうか。	祭壇一式については、新規設置としてください。
181	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	136	第2章	第13節	14.						小動物の死骸専焼炉	小動物の死骸専焼炉の運転時間帯に関して、制限を受ける(炉の稼働をしてはならない)時間帯があればご教示願います。	事業者提案でよいものとします(特に制限はありません)。

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
182	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	138	第2章	第13節	14.					小動物の死骸専焼炉	小動物の死骸専焼炉においては、お骨の返納は無いものとしてよろしいでしょうか。 また、小動物の灰の処理方法についてもご教示願います。	前段の質問について、ご理解のとおりです。 後段の質問について、専用缶に入れ最終処分場へ持ち込む計画です。専用缶への灰の投入ならびに運搬車への積み込みは運営事業者にて実施してください。 入札参加資格審査を通過した応募者代表企業に「小動物の死骸専焼炉関連資料」を配布しますので、内容をご確認ください。
183	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	137	第3章	第1節	1.	1)				工事範囲	「(11)余熱利用等配管設備設置」及び「(13)既存設備・配管切換」と記載がありますが、ご提示いただきました資料以外の工事が発生した場合は、費用・工期について協議の上、お支払い・見直しいただけると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
184	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	138	第3章	第1節	2.	1)	(5)			液状化対策	液状化対策工法を検討するために、地盤の具体的な要求性能についてご指定がございましたら、ご教示願います。	液状化対策について、事業実施区域内の構内道路への対策は不要とします。建築構造物の基礎等に対しては対策を実施してください。別途、要求水準書 第I編 設計・建設工事編の修正版を公表します。
185	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	139	第3章	第1節	3.	1)	(1)	2		管理諸室	工場棟と合築することとありますが、渡り廊下を挟まないことが合築である、との理解で宜しいでしょうか。	管理諸室は、工場棟と別棟とする提案も可とします。 別途、要求水準書 第I編 設計・建設工事編の修正版を公表します。
186	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	139	第3章	第1節	3.	1)	(2)			造成計画	「既存リサイクルセンターの地中杭や梁を含め解体・撤去済みとする計画である」と記載がありますが、解体に伴い必要となる土壌汚染関連の調査も組合様で実施済みであり、土壌汚染対策調査及び処理処分計画は工事範囲外と理解してよろしいでしょうか。また、既存杭の埋設が確認された場合は、費用・工期について協議の上、お支払い・見直しいただけると理解してよろしいでしょうか。	前段の質問について、ご理解のとおりです。 後段の質問について、建設事業者と組合が協議のうえ対応を決定することになります。
187	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	139	第3章	第1節	3.	1)	(2)	①		造成計画	貴組合が行う既存リサイクルセンター解体撤去工事では、現行地盤高さでの整地を行うとありますが、現行地盤高さの標高をご教示ください。	要求水準書添付資料-15 測量図を参照してください。
188	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	139	第3章	第1節	3.	1)	(2)	①		造成計画	貴組合が行う既存リサイクルセンター解体撤去工事での解体範囲には、舗装および外構工作物（囲障、雨水側溝、埋設雨水管、浄化水槽、マンホール、電柱、植栽(抜根まで)、ならびに既存リサイクルセンター敷地内にある鋼矢板等)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
189	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	139	第3章	第1節	3.	1)	(2)	①		造成計画	貴組合が行う既存リサイクルセンター解体撤去工事整地後は、地盤改良等なく工事車両が無理なく乗り入れ可能な状態で引き渡されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
190	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	140	第3章	第1節	3.	2)	(1)	②		構内道路幅員	構内道路の幅員について、原則として対面通行8m(2車線)、片側通行6m以上確保することとありますが、ランプウェイについての幅員の指定はございますでしょうか。	有効幅で5m以上(1車線)確保してください。また、要求水準書 第I編 設計・建設業務編「第1章 第2節 3.1) (1)搬入車両」に記載してる各車両が、ランプウェイを通行できるように設計してください。
191	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	140	第3章	第1節	3.	2)	(2)	③		構内道路幅員	工場棟全周に幅員10m(2車線)以上の時計回りの歩道の周回道路を設けるとありますが、第3章第1節3-2) (1) ②に記載の構内道路の要求事項と異なります。第3章第1節3-2) (1) ②を正とすることで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。別途、要求水準書 第I編 設計・建設工事編の修正版を公表します。
192	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	140	第3章	第1節	3.	2)	(2)	③		構内道路計画	「工場棟の全周に幅員10m(2車線)以上の時計回りの一方通行の周回道路を設けること」とありますが、狭小かつ制限の多い敷地であり、一部10mの幅員を確保できない箇所が生じる場合においても、(1)②に示される「対面通行8m(2車線)、片側通行6m以上」を確保すれば良いと理解してよろしいでしょうか。	質問回答No191を参照してください。

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
			第3章	第2節	1.	(2)						
193	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	141	第3章	第2節	1.	(2)				新リサイクルセンター	「新リサイクルセンターと一体となって地域と調和した意匠とすること」と記載があることから、新リサイクルセンター棟の外部仕上げ及び色彩計画資料をご提示願います。	外部仕上については、協議中のため提供できません。色彩計画は、要求水準書添付資料-16「新リサイクルセンターパース」を参照してください。
194	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	141	第3章	第2節	1.	(9)	④			建築工事特記仕様書	「建築工事特記仕様書」「電気工事特記仕様書」「機械工事特記仕様書」「ハ工事区分表」とありますが、これらは宮城県公式サイトに掲げられている宮城県土木部の特記仕様書類をさすものと理解してよろしいでしょうか。	以下の宮城県ウェブサイトで公表されている各工事の特記仕様書を指します。 「https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/eizen/download.html」
195	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	143	第3章	第2節	2.	1)	(2)	②	ト	炉室	「炉室には換気モニタを効率的に設け、自然換気または第2種機械換気が適切に行われるように計画する」とありますが、室内条件を満足しつつ、省エネルギー化を図る換気システムを提案してもよろしいでしょうか。	昨今の地球温暖化及び作業環境を考慮し、機械換気を行う前提としてください。そのうえで、省エネルギー化を図る換気システムの提案をしていただくことは差し支えありません。
196	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	145	第3章	第2節	2.	1)	(2)	⑰	イ	小動物の死骸専焼室	小動物の死骸専焼室に隣接して控室を計画するよう記載がありますが、控室の用途(運転員用控室もしくは、搬入者用控室)をご教示願います。必要用途に応じて対応可能であれば、当該控室はなくてもよろしいでしょうか。	小動物の受け取り、祭壇を設置することを目的とした部屋を計画してください。
197	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	147	第3章	第2節	2.	2)	(2)	③		什器備品等	組合の要求する仕様とありますが、仕様をご教示下さい。	実施設計時に組合と協議により決定するものとします。
198	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	148	第3章	第2節	2.	2)	(2)	④		什器備品等	組合の要求する仕様とありますが、仕様をご教示下さい。	質問回答No197を参照してください。
199	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	148	第3章	第2節	2.	2)	(2)	⑤		什器備品等	組合の要求する仕様とありますが、仕様をご教示下さい。	質問回答No197を参照してください。
200	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	148	第3章	第2節	2.	2)	(2)	④		諸室仕様	事務室を1階に配置とありますが、上階での提案も可能でしょうか。	ご提案を認めます。
201	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	150	第3章	第2節	2.	1)	(4)			資源物回収所	「直接搬入者が持ち込んだ資源化物(紙類)」とありますが、回収後の運搬先、運搬及び処理の所掌をご教示願います。	組合が売払い契約している資源化業者が資源物回収所より回収します。回収方法は資源化業者による運搬車(3tパッカー、3t平ボディ)への手積みを想定しています。
202	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	150	第3章	第2節	2.	3)	(4)			資源回収所	資源回収所に回収した資源(4種分別)の回収方法(コンテナ回収、バラをトラックにショベルローダーで積込みなど)をご教示願います。(それによりそれぞれの回収所の間口の必要開口(ショベルローダーが入るなど)や間仕切り壁の有無、コンテナを回収する車が寄れるなどの構造と配置が異なります。)	質問回答No201を参照してください。
203	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	150	第3章	第2節	2.	3)	(4)	③		資源物回収所	3面囲いとありますが、前面にはシャッター若しくは扉、屋根は不要との理解でよいでしょうか。	資源物が濡れないようにするため、シャッター・扉及び屋根は必要です。 要求水準書 第I編 設計・建設工事編 p150 (4) 資源物回収所の記載を資源物が濡れないように明かり取り窓付きの簡易な建物を設けることに修正します。また、要求水準書P150 (4) ④壁の(3面囲)を削除します。
204	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	150	第3章	第2節	3.					見学・学習機能計画	新リサイクルセンターとの連携強化の為、見学者が通る新リサイクルセンターの全体配置図、各階配置をご教示いただけないでしょうか。	入札参加資格審査を通過した応募者代表企業へ「新リサイクルセンター全体配置図及び各階平面図」を配布しますので、内容をご確認ください。
205	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	154	第3章	第2節	4.	2)	(8)			構造計算ルート	「建築物の構造設計は、建築基準法第20条第二号建築物として設計し」とありますが、小規模になる附属棟については第20条第三号、第四号となる予定です。本記載については工場棟に基本適用されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
206	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	154	第3章	第2節	4.	2)	(5)			安全率	一次設計時は安全率1.00倍以上で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
207	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	154	第3章	第2節	4.	2)	(6)			適用図書	JASS5の適用年度は何年版のものとするば宜しいでしょうか。	2018年7月改訂版が適用となります。
208	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	154	第3章	第2節	4.	2)	(7)			回転機器の荷重	回転機器の自重1.5倍は長期扱いですか。そのときの短期はどのように考えれば宜しいでしょうか。	回転機器の自重1.5倍は、長期扱いです。短期の扱いについては設計時に協議とします。

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
			第3章	第2節	4.	2)	(8)					
209	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	154	第3章	第2節	4.	2)	(8)			災害時	災害時の受け入れ可能性の可否の具体的判断基準はどのように考えれば宜しいでしょうか。	「構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用でき、人命の安全確保に加えて機能確保が図られていること。」を災害発生後に運営事業者の巡回点検により確認することで判断してください。
210	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	154	第3章	第2節	4	2)	(11)			構造計算ルート	「その場合、梁部材の構造種別は柱部材として算出し、局部座屈を起こさないことを確認すること」とありますが、十分な強度を確保することを条件に、「局部座屈への対応は建築基準法に従うこと」とさせていただけないでしょうか。	「その場合、梁部材の構造種別は柱部材として算出（「鋼構造限界状態設計指針・同解説」（日本建築学会）2.2.3(2)の(2.3.a)及び(2.3.b)式を満足できない場合）すること。」と修正します。別途、要求水準書第I編 設計・建設工事編の修正版を公表します。
211	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	155	第3章	第2節	4	3)	(2)			杭の設計方針	「杭の保有水平耐力を算出して安全性を確認すること」とありますが、安全性の確認は保有耐力時に杭に作用する軸力を用いて照査してよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
212	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	155	第3章	第2節	4	3)	(2)			杭の工法	汚染土のある地盤において杭を施工する場合、汚染拡散防止のための補助工法を採用する必要があると想定され、汚染状況は工事費の増加や工期が延長するなど工事に大きな影響を及ぼします。当該事業実施区域内には汚染土は存在しないものと理解してよろしいでしょうか。	大崎広域中央クリーンセンターの敷地については、建設事業者が土壌汚染調査ならびに解析を実施してください。調査ならびに解析の結果、汚染土が検出された場合の工事費及び工期延長は、建設工事請負契約書（案）に基づき、建設事業者と組合が協議により決定するものとします。
213	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	155	第3章	第2節	4.	2)	(14)			煙突	煙突は振動解析が必須との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、煙突の振動解析は必須ではありません。
214	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	157	第3章	第2節	5.	1) 2)	表3-5 ~7			外壁の仕上げ材	表3-5外部仕上げ表(参考)、表3-6及び表3-7内部仕上げ表(参考)は標準とし、組合と協議して決定すること。とありますが、壁材は押出成形セメント板ではなくALCパネルでの提案は可能でしょうか。	ALCパネルの提案は不可とします。要求水準書p156 5) (2)⑤は削除します。別途、要求水準書 第I編 設計・建設工事編の修正版を公表します。
215	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	160	第3章	第3節	2.	1)	(4)			構内道路の設計	構内道路の設計は道路構造令、舗装設計便覧等による、とありますが、具体的な要求クラス、設計速度の指定がありましたらご教示下さい。	要求クラスについては、要求水準書 第I編 設計・建設工事編 第1章 第2節 3 1) 搬入出車両及び要求水準書添付資料-10 搬入車両台数実績を基に、設計時に協議して決定します。設計速度は20km/hとお考えください。
216	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	161	第3章	第3節	2.	3)				構内排水工事	「既存排水路に放流させること」と記載がありますが、『大崎市防災調整池設置要綱』に基づき防災調整池は設置不要と理解してよろしいでしょうか。また、排水は添付資料-8に示された範囲に接続するものと理解してよろしいでしょうか。	前段の質問については、ご理解のとおりです。後段の質問については、ご理解のとおりです。
217	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	162	第3章	第3節	2.	8)				さく井工事	さく井工事とありますが、既設井戸を改修の上、利用しても宜しいでしょうか。	既設井戸の改修は認めません。なお、作井工事の際は要求水準書添付資料-5 既設井戸資料を参照し既設の井戸と干渉しないように注意すること。また、江合川の伏流水を使用しないこと。
218	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	162	第3章	第3節	2	8)				さく井工事	「敷地の地形、地質、周辺環境との調和を考慮した合理的な井戸を事業実施区域内に設置すること」とありますが、要求水準書添付資料-5に示されている既存井戸を使用することが可能な場合は、本項に示されている井戸は設置不要との理解でよろしいでしょうか。	質問回答No217を参照してください。
219	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	165	第3章	第4節	4.	2)	(2)			組合職員人数	給水量の条件として組合職員人数が5人となっていますが、P148で事務室の利用対象者人数は15人となっています。給水量の条件は5人を正としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
220	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	165	第3章	第4節	4.	2)	(2)			給水量算定条件	P148の組合職員事務室の利用人数は15人と指定されていますので、給水量算定条件は、組合職員5人でなく15人と考えて宜しいでしょうか。	質問回答No219を参照してください。
221	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	165	第3章	第4節	4.	2)	(3)			給水量算定条件	給水量算定条件の見学者120人は、1日の延べ人数(40人/回×3回/日)と考えると宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
			第3章	第4節	5.	1)						
222	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	166	第3章	第4節	5.	1)				表 3-10 便所設置箇所	事業実施区域内に設置します地域住民立ち寄り利用できる便所について設置場所と入口方向について想定があればご教示願います。 また、男女別・多目的便所まで必要でしょうか。	河川沿いの遊歩道利用者、搬入者が利用できる便所を想定しています。設置する仕様は原文記載内容のとおりとします。
223	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	166	第3章	第4節	5.					衛生設備工事 表 3-10 便所設置箇所	事業実施区域内に設置します地域住民立ち寄り利用できる便所について防犯の観点から運営期間中も含めて休日や夜間は施錠管理してもよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。なお、施錠管理する場合は利用可能時間を表示する。
224	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	168	第3章	第5節	4.	1)	(3)			自火報設備 配線及び 機器取付工事	「受信盤設置場所 新リサイクルセンター」とありますが、その設置位置をご教示願います。また、見積に必要となるため、新リサイクルセンターの自動火災報知設備の計画図等資料をご提示願います。	新リサイクルセンターの管理事務室及び自動火災報知設備の計画図等資料は、協議中のため提供できません。
225	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	169	第3章	第5節	4.	2)	(2)			電話・通信設備工事	「新リサイクルセンターならびに衛生センターとの連携にも配慮した設備とすること。」とありますが、見積に必要となるため新リサイクルセンターの電話通信・設備の計画図もしくは設計図、衛生センターの電話・通信設備の現行図等資料をご提示願います。	新リサイクルセンター及び衛生センター電話通信・設備については、協議中のため提供できません。
226	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	172	第4章	第1節	2.	3)				土壌汚染調査	土壌汚染調査の対象箇所は、「中央クリーンセンター」エリアであり、「西地区熱回収施設」エリアは、別途撤去工事にて調査済みとの認識で宜しいでしょうか。	質問回答No186を参照してください。
227	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	172	第4章	第1節	2.	1)				工事範囲	地下工造物における解体対象の土建関係の図面が見当たりません。解体範囲(杭の撤去、ダイオキシン、アスベストの範囲)が不明です。ご教示願います。	要求水準書添付資料-17「中央クリーンセンター竣工図」は、入札参加資格審査通過者へのみ配布する予定です。
228	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	172	第4章	第1節	2.	1)	(3)			残留物の除去処分	ごみピット内の搬入ごみの記載がありませんが、ごみピット内には残留物は無いと見込んでよろしいでしょうか。残留物があり事業者で処分が必要な場合、一般廃棄物を民間で扱えない法律があることから新施設のごみピットへ移送し焼却としてよろしいでしょうか。	ごみピット内のごみは、できる限り大崎広域中央クリーンセンターで処理を行います。処理しきれない残留物については、新施設のごみピットへ移送し、焼却処理してください。
229	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	172	第4章	第1節	2.	1)	(5)			慰霊碑の移設工事	慰霊碑を移設するよう記載がございますが、慰霊碑のまわりに飾られた花や置物等も同時に移設が必要かご教示願います。また、移設しない場合は、同様の花や置物等を事業者で準備する必要は無いと考えて良いか、併せてご教示願います。加えて、既設の祭壇の移設の必要性についてもご教示願います。	慰霊碑の移設に伴う慰霊碑まわりに飾られた花や置物等の移設については、実施設計時に組合と協議により決定するものとします。また、質問回答No180、No182及び入札参加資格審査を通過した応募者代表企業に「小動物の死骸専焼炉関連資料」を配布しますので、内容をご確認ください。
230	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	172	第4章	第1節	2.	3)				土壌汚染調査ならびに解析	土壌汚染調査・解析業務完了後、土壌汚染対策工事が必要になった場合は、費用・工期について協議の上、お支払い・見直しただけると理解してよろしいでしょうか。	設計・建設工事請負契約書(案)第70条(発注者に起因する条件変更)に基づき、設計・建設事業者と組合が協議のうえ、対応を決定するものとします。
231	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	172	第4章	第1節	2.	3)				土壌汚染調査 ならびに解析	今回の敷地は土壌汚染は無いものと考え、土壌汚染対策法に基づく調査・解析費用及び調査結果に基づく対策工事費は別途協議していただけると理解してよろしいでしょうか	要求水準書 第I編 設計・建設工事編に記載のとおりとします。また、質問回答No230を参照してください。
232	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	183	第4章	第4節						アスベストのばく露防止 対策等	アスベストの含有調査費用については今回の工事費に含み、調査結果に基づく対策費用は、現時点でアスベストの含有範囲が明確でなく、対策費用を積算することが困難なため、別途協議していただけると理解してよろしいでしょうか。	アスベストの含有調査費用については、設計・建設工事費に含みます。調査結果に基づく対策費用は、要求水準書 第I編 設計・建設工事編に記載のとおりとします。
233	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	188	第4章	第5節	2.	3)				機械設備の基礎解体	P188 3. 建屋建築物等において、「中央クリーンセンターの建屋建築物、土間コンクリート、基礎及びコンクリートピットのうち、跡地整備に際して不要な構造物を撤去する」とございますが、機械設備の基礎解体においても同様に、跡地整備に際して不要な基礎の撤去との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。中央クリーンセンターの地下に残置されているすべての設備・構造物については、跡地整備に際して不要なものを撤去するものとお考えください。

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
			第4章	第5節	4.	5)						
234	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	192	第4章	第5節	4.	5)				粉じん等の飛散防止	粉じん等の飛散防止に関して、(1)～(3)において、「解体施設の全体の隔離や外部に対して減圧された状態で作業」との記述から、「全覆いテント方式」での解体と読み取れますが、ダイオキシンおよびアスベスト類の除去を完了した後の建築構造物の解体においては、他の粉じん対策にて対処できる場合は、「全覆いテント方式」でなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。別途、要求水準書 第I編 設計・建設工事編の修正版を公表します。
235	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	193	第4章	第5節	5.					整地	「中央クリーンセンター解体・撤去後の敷地内整地については、建築物、水槽等の撤去容量に見合う土砂を持ち込み整地すること」とありますが、先行して行われる新設建設工事で発生した掘削残土を、一旦場外で仮置きし、再搬入してもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。ただし、場外で仮置きする場所の確保は、設計・建設事業者の責任で行ってください。
236	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	194	第4章	第6節	1.	4)				仮設計量棟整備概要	「現状と同様の仕組み」及び「現状のごみ計量機が備える機能」と記載がありますが、現状のごみ計量機の機能をご教示願います。	本工事で整備するごみ計量機と同等の機能を備えた仮設計量機を整備するものとしてください。別途、要求水準書 第I編 設計・建設工事編の修正版を公表します。
237	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	194	第4章	第6節	1.	4)				仮設計量棟	現状のごみ計量機が備える機能をご教示願います。	質問回答No236を参照してください。
238	要求水準書 第II編 運営業務編	8	第1章	第3節	5.					官公署等の指導等	法改正等に伴い本施設の改造等が必要な場合の措置については、その費用の負担を含め別に定めるとありますが、運営業務契約書(案)第52条(法令変更)がその内容を示しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。また質問回答No360も参照してください。
239	要求水準書 第II編 運営業務編	11	第1章	第3節	1 5.					保険	事業者が付保する保険内容を検討するため、貴組合にて付保予定の「公益社団法人全国市有物件災害共済会」の補償内容(災害の種類、対象等)をご教示下さい。また、補償内容が未定の場合、事業者で付保する保険の内容は入札説明書等に基づき提案するという考え方でよろしいでしょうか。	前段の質問については、質問回答No34を参照してください。後段の質問については、ご理解のとおりです。
240	要求水準書 第II編 運営業務編	11	第1章	第3節	1 5.					保険	保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に組合の承諾を得ると記載されていますが、事業者は追加費用を生じさせない様、事業提案書に基づき承諾用の手続きを行うという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書及び事業提案書の内容に基づき、承諾用の手続きを行ってください。
241	要求水準書 第II編 運営業務編	13	第1章	第4節	5.	9)				本業務期間終了時の引渡し条件	次期運営事業者に対し、最低3ヶ月間の運転教育は本事業契約期間内での実施との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
242	要求水準書 第II編 運営業務編	13	第1章	第4節	5.	10)				本業務期間終了時の引渡し条件	平成53年度(運営開始後20年目)に引渡性能試験を実施するとありますが、環境測定は年間で実施しているうちの1回分に合わせ、性能試験を実施し結果として報告しても宜しいでしょうか。	引渡性能試験の際に、要求水準書の規定に基づき定期的に実施している測定とは別に測定を行うものとしてください。
243	要求水準書 第II編 運営業務編	13	第1章	第4節	5.	1 0)				本業務期間終了時の引渡し条件	運営開始後20年目に実施する引渡性能試験において、その測定項目が、通常の運営業務期間中に実施する測定項目と同じ項目については、引渡性能試験実施時期に業務期間中の測定を実施した場合には、その測定結果を以て引渡性能試験結果と代えることができると考えてよろしいでしょうか。	引渡性能試験の際に、要求水準書の規定に基づき定期的に実施している測定とは別に測定を行うものとしてください。
244	要求水準書 第II編 運営業務編	16	第3章	第2節	1.					試運転	試運転の段階では、運営事業者は、建設事業者よりの職員が運転に精通している訳でない為、職員によって全ての試運転を行うことは、必ずしも効率的ではないと思われまます。本項目は、試運転に運営事業者を参加させ、教育指導を受けるという趣旨であると理解してよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
245	要求水準書 第II編 運営業務編	17	第4章	第1節						契約電力	新リサイクルセンターおよび桜ノ目衛生センターの契約電力に相当する費用は本施設運営費に含まないものと考えてよろしいでしょうか。新リサイクルセンター及び桜ノ目衛生センターは運営事業者が違うため、それぞれの施設相当分の契約電力基本料金は各運営事業者(公設公営の場合は貴組合)にご負担して頂くことが望ましいと考えます。	新リサイクルセンター及び桜ノ目衛生センターの契約電力も運営費に含むものとしてお考えください。

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
246	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	17	第4章	第1節						買電電力費用	本施設から新リサイクルセンター及び桜ノ目衛生センターへの給電がこれらの施設での消費電力を賄えない場合には、これら施設に必要な買電電力費用も運営事業者の負担とするとありますが、計画的な全休炉時にこれら施設に必要な買電電力は本施設の運営費に含まないと考えてよろしいでしょうか。	計画的な全休炉時に、新リサイクルセンター及び桜ノ目衛生センターで必要な買電電力も本施設の運営費に含むものとしてお考えください。
247	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	17	第4章	第1節						本施設の運転管理	非常用発電機の負荷には他施設（新リサイクルセンター、衛生センター）分を見込まないことから、停電時や災害時で外部から買電できない場合で、かつ各施設へ給電余力がない場合には、本施設の運転を優先して給電しない（その分の発電設備は別途持たない）ことで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
248	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	17	第4章	第1節						本施設の運転管理	電力収支の算出のため、新リサイクルセンター及び衛生センターの運転計画（稼働日数及び点検整備のための休止日数・時期、電気設備年次点検日数・時期がわかるもの）をご提示をお願いします。	新リサイクルセンターの運転計画は以下のとおりです。 ・稼働日数：230日／年(搬入は月～金) ・運転時間：1日5時間 ・機器点検整備に伴う休止日数：3日(年1回) ・電気設備年次点検に伴う休止日数：1日(年1回) 衛生センターは年1日の全停電を除き、年間を通じて運転しています。
249	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	17	第4章	第1節						本施設の運転管理	新リサイクルセンター及び桜ノ目衛生センターへの給電について、必要な買電電力費用も事業者負担とすると有りますが、その2施設における使用電力量について、省エネルギーの観点及び本施設も含めた各施設の健全な運営を確保するため、各施設の電力使用量上限を設定し、それ以上使用した場合には、契約電力量見直しが発生した場合にかかる差額分費用含めて、貴組合にて費用ご負担頂けるものと考えて宜しいでしょうか。 また、災害発生などで2施設が通常運転を超える負荷で運転する場合で買電が生じる場合には、その費用負担については別途精算頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	新リサイクルセンターは、現在設計・建設中であり、電力使用量の実績が無いため、新リサイクルセンター及び桜ノ目衛生センターの電力使用量上限の設定は行いません。災害発生などで2施設が通常運転を超える負荷で運転する場合で買電が生じる場合には、その取扱いを組合と運営事業者で協議して決定するものとなります。
250	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	17	第4章	第2節	1.					受付管理	小動物死骸は計量は行わないとの理解で宜しいでしょうか。	小動物死骸の搬入受付は、種別と体数の入力及び料金徴収を行います。また、計量システムに組み込み整理できるようにしてください。
251	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	17	第4章	第2節	1.					受付管理	現状施設での受付業務について、 ・直接搬入者への受付票の記入の有無 ・委託業者、許可業者へのICカード配布発行枚数 ・委託業者と許可業者の車両区別 についてご教示願います。	・直接搬入者への受付票の記入の有無 現在は受付票の記入は実施していませんが、今後は実施する予定としています。 ・委託業者、許可業者へのICカード配布発行枚数 平成30年8月31日時点の発行枚数は250枚程度です。 ・委託業者と許可業者の車両区別 車両に表示することとしています。
252	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	17	第4章	第2節	1.	7)				受付管理	運営事業者が小型計量機を納入するとありますが、計量取引に使用しないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。あくまでも組合内部で可燃ごみと可燃性粗大ごみの搬入量を区分して確認するために計量をすることが目的です。
253	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	17	第4章	第2節	1.	7)				受付管理	事業者は混載ごみを搬入する直接搬入車両に対し、ごみの種類(可燃ごみ、可燃性粗大ごみ)毎に個別に計量できるように、小型計量機を納入することありますが、可燃ごみと可燃性粗大ごみでは料金が異なるのでしょうか。 また、小型計量機ではなく、ダンピングボックスをロードセル付にしたもので提案しても宜しいでしょうか。	前段の質問については、ごみの種類に関わらず、料金は同一です。 後段の質問については、要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編に記載のとおりとします。
254	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	17	第4章	第2節	1.	7)				受付管理	運営事業者が小型計量機を納入するものとありますが、「要求水準書第Ⅱ編 設計・建設業務編 47頁 1.ごみ計量機 5)特記事項 (17)混載ごみを搬入する直接搬入車両に対し、ごみの種類毎に個別に計量できるようにすること」と記載されている計量機とは別に準備するものと理解でよろしいでしょうか。	「要求水準書第Ⅰ編 設計・建設業務編 47頁 1.ごみ計量機 5)特記事項 (17)混載ごみを搬入する直接搬入車両に対し、ごみの種類毎に個別に計量できるようにすること。」と記載している計量機と同じ計量機を意味しています。

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
			第4章	第2節	1.	7)						
255	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	17	第4章	第2節	1.	7)				受付管理	小型計量機で計量した混載ごみについて、ごみの種類毎の重量は個別の料金徴収に利用するものと考えてよろしいでしょうか。	ごみの種類ごとの計量は、ごみの種類毎に正確な搬入量を把握するために実施するものです。
256	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	17	第4章	第2節	1.	8)				受付管理	本施設の処理対象物のみ受付・計量することの記載がありますが、スプリング入りマットレスの様にそのまま破碎し焼却炉に投入することができない、可燃と金属が混合した廃棄物については、新リサイクルセンターへ搬入されるべきごみとして、本施設で解体して金属を取り出すことはせず、搬入者を新リサイクルセンターへ誘導することで宜しいでしょうか。	可燃と金属が混合した廃棄物については、搬入された施設で受け取り、解体し不燃物を取り出します。取り出した不燃物をまとめてリサイクルセンターへ搬入します。
257	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	17	第4章	第2節	1.	9)				受付管理	現状施設では、小動物受付は組合殿管理棟で受付料金徴収しておりますが、新施設稼働後においては、ごみ計量機入口で受付票記入し出口で料金徴収することよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
258	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	18	第4章	第2節	4.					ごみ処分手数料の徴収など	小動物死骸の手数料は受付時に徴収するとの理解で宜しいでしょうか。	質問回答No257を参照してください。
259	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	18	第4章	第2節	4.					ごみ処分手数料の徴収など	徴収した料金を組合指定金融機関へ引き渡す時の振込手数料等の負担は無いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
260	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	18	第4章	第2節	5.	1)				受付	休業日受付について、今後変更があった場合は原則対応することと記載されていますが、費用については別途協議頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	運営事業者の合理的努力によっても対応できない場合は、別途協議とします。
261	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	18	第4章	第3節	3)					搬入管理	展開検査（バッカー車等の中身の検査）において搬入者への注意指導については、組合殿が実施することとして理解してよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
262	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	18	第4章	第3節	5)					搬入管理	第Ⅰ編・P.136・第2章・第13節・14・4）・(4)において祭壇一式を設置となっておりますが、祭壇の運用にて運営事業者が対応すべき事項があればご教示願います。また、搬入者に対してお骨の返却の必要はないとの理解で宜しいでしょうか。また、お骨はピットへ投入することで宜しいでしょうか。	前段の質問については、用具等の清掃を行ってください。 後段の質問については、No182を参照してください。
263	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	19	第4章	第9節						処理生成物の搬出	処理生成物の搬出について、焼却主灰・飛灰処理物の搬出不可の曜日・日数等についてご教示願います。特に年末年始や長期連休等について制約などご教示をお願いします。	主灰：組合が契約する資源化業者によります。 飛灰：年末年始(12/31～1/2)が搬出不可です。
264	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	19	第4章	第10節						性能試験の実施	運営開始後に実施する性能試験の項目を事前にお示し頂けますでしょうか。	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事業務編「第1章第7節 表1-16 引渡性能試験方法」の2番、10番、19番、20番が該当します。
265	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	31	第8章	第4節	1)					見学者対応	運営事業者の見学者は、事前申し込みされた団体や個人の見学対応として考えてよろしいでしょうか。 また、見学受付と対応日時については、行政視察などの組合対応を除きごみの受付日と同じ月曜から金曜日として考えてよろしいでしょうか、	前段のご質問について、行政視察以外は、運営事業者が見学者対応をおこなうこととなりますので、小学生の団体見学等も運営事業者の対応範囲に含まれます。 後段のご質問について、見学受付と対応日時は、原則ごみの受付日とお考えください。ただし、ご提案によりごみの受付日以外に実施することを妨げるものではありません。
266	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	31	第8章	第4節	1)					見学者対応	見学者の受付方法について、現施設の見学者受付方法についてご教示願います。	現在は電話受付後、申請書を記入としています。ただし、この方法を限定するものではありません。
267	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	31	第8章	第4節	1)					見学者対応	見学の実施日は月曜から金曜（但し祝日等の休日は除く）との考えで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
268	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	31	第8章	第4節	1)					見学者対応	見学の時間帯は9時から12時及び13時から16時との考えで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
			第8章	第4節	1)							
269	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	31	第8章	第4節	1)					見学者対応	直近の年間の見学者数及び月別実績数をご教授願います。また、1日最大人数も併せてご教授願います。	前段の質問については、平成29年度の見学件数は31件です。月別実績は2月2件、5月1件、6月3件、7月1件、8月2件、9月17件、10月4件、11月4件です(9月は近隣の小学校の見学が集中します)。後段の質問については、1件の最大人数は120人程度です。
270	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	31	第8章	第6節	2)					近隣対応	貴組合と近隣住民との間で、既に締結済の協定等があればご教示願います。	組合と地域住民との間で協定等は作成していません。ただし、入札説明書の P5 III 4 事業目的の【施設整備にあたっての基本方針】は地域住民の要望書を基に作成しています。なお、施設建設時に地域住民と公害防止協定を締結する予定です。
271	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	31	第8章	第6節	3)					近隣対応	「周辺農地等への光害の影響に配慮」とありますが、光害対策の検討のため、周辺農地等で栽培されている作物・栽培方法等についてご教示いただけないでしょうか。	田・畑への影響を配慮してください。既存施設における作物等の光害についての報告はありません。
272	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	32	第8章	第7節						積雪対策	運営事業者は、事業実施区域内の積雪対策を実施とありますが、中央クリーンセンター解体撤去工事期間中の積雪対策実施区域について、工事実施区域（衛生センター南側及び中央クリーンセンター南側の仮搬入経路）については事業者範囲とし、衛生センター西側については事業者範囲外と理解してよろしいでしょうか。	し尿処理施設の全敷地内の積雪対策は、運営業務期間にわたり運営事業者の業務範囲としてください。別途、要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編の修正版を公表します。
273	要求水準書 添付資料-1									事業実施区域	より正確な配置検討のため、事業実施区域範囲、道路、緑地の計上がわかるCADデータをご提供いただけないでしょうか。	入札参加資格審査を通過した応募者代表企業へ[都市計画図]のCADデータを提供しますので、ご確認ください。
274	要求水準書 添付資料-1									事業実施区域	事業実施区域内であれば、既設のフェンスを移設・流用しても宜しいでしょうか。	既設のフェンスを移設・流用は協議により決定するものとします。
275	要求水準書 添付資料-1									事業実施区域	桜ノ目衛生センター南側の工事実施区域内には現在使用中の「小動物専燃炉」及び「資源物回収所」がありますが、それぞれにアクセスできることを前提として、中央クリーンセンター西側の工事実施区域（現駐車場）部分を本施設工事の現場事務所や工事車両駐車場、資材仮置場等に使用できるとの理解でよろしいでしょうか。また、「資源物回収所」は、事業者にて適切な場所に移設してもよろしいでしょうか。	前段の質問について、質問回答No82を参照してください。後段の質問について、ご理解のとおりです。
276	要求水準書 添付資料-1	-								事業実施区域および 工事実施区域	中央クリーンセンター解体時の仮設動線計画を検討するため、桜ノ目衛生センター、動物焼却炉（現状）の記載された、事業実施区域および工事実施区域の最新のCADデータをご提示願います。	質問回答No273を参照してください。
277	要求水準書 添付資料-2	1-10								生活環境影響評価	事業者の計画する排ガス量が添付資料-2 でご提示の16,200(m ³ N/h/炉 湿)を超過する場合は別途協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、できる限り排ガス量が少なくなるように計画してください。
278	要求水準書 添付資料-2	1-10	第1章	1.5	1.5.6	1)	表 1.5.6			排出源の緒元	記載の排ガス量は動物焼却炉排ガスを含まず、また今回とは異なるごみ質（メーカヒアリング時の発熱量と可燃分率が今回より低いごみ質）で検討されていると推察します。今後、排ガス量および温度等の緒元は変更されるという理解でよろしいでしょうか。	質問回答No277を参照してください。
279	要求水準書 添付資料-5	23								飲料水等用水検査成績書	「飲料水等用水検査成績書」の文字が不鮮明であるため、鮮明な物を再度ご提示いただけないでしょうか。	「飲料水等用水検査成績書」は、要求水準書添付資料-5「既設井戸資料」の2枚目「周辺地下水の水質分析例」にある「旧井戸」の数値を参照してください。

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
280	要求水準書 添付資料-8								排水側溝	資料中の排水側溝の現在の用途をご教示願います。工事エリアが狭小なため、側溝の機能を維持しながら暗渠等にて埋める事により作業エリアとして使用する事は可能でしょうか。	排水側溝は、現在も生活排水及び雨水を放流しています。側溝の機能を維持することを前提にご提案を認めます。
281	要求水準書 添付資料-8	-							排水側溝 (生活排水及び雨水)	排水側溝(生活排水及び雨水)には工事中に発生する濁水の無い雨水や地下水の排水も可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書 第I編 設計・建設工事編 p23 2. 5) (11)⑧を参照してください。
282	要求水準書 添付資料-11								衛生センター	一日当たりの使用電力量を算出するにあたり、算出式は(平成27年度、平成28年度および平成29年度の合計使用量の平均値)/(稼働日数)で宜しいでしょうか。また、平日、土曜日、祝日の一日当たりの使用電力量および一月あたりの稼働日数をご教示下さい。上記が示されない場合、(平成27年度、平成28年度および平成29年度の合計使用量の平均値)/(365日)として算出して宜しいでしょうか。	前段の質問について、ご理解のとおりです。後段の質問について、曜日による使用電力量の変動はありません。稼働日数は質問回答No248を参照してください。
283	要求水準書 添付資料-11	3	2.	1)					新リサイクルセンター電力	1日使用電力量(kWh/日)の記載がありますが、以下の点を確認させてください。 ・平日(処理日)とありますが、平日は全て処理日と考えてよろしいでしょうか。 ・土曜日(受入日)とありますが、土曜日は全て受入日と考えてよろしいでしょうか。 ・非処理日、非受入日が発生する場合は、休日と同じ使用電力量としてよろしいでしょうか。また、日数をご教示願います。	工場棟 平日(月曜日から金曜日)は全て受入及び処理を行います。 祭日(お盆、GW期間も含む)は受入のみ行います。 土曜日は原則として受入及び処理は行いません。 なお、年末の営業は12/30まで、年始の営業は1/3からです。 管理棟(研修室を住民に開放) 住民の要望があれば土日を含み全て営業します。 ただし、年末年始(12/31~1/2)のみ休業とします。
284	要求水準書 添付資料-11	4							桜ノ目衛生センター 電気使用実績	各年月の電気使用量の記載がありますが、単位は「kWh」でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
285	要求水準書 添付資料-11	-							組合関連施設の使用電力量(参考)	新リサイクルセンター及び桜ノ目衛生センターについて、以下の数値をご教示願います。 ①各センターの契約電力量 ②各センターの時間帯別、曜日別の平均使用電力量及び最大値 ③各センターの稼働(営業)時間、年間の運転計画	①質問回答No44を参照してください。 ②質問回答No45を参照してください。 ③質問回答No248を参照してください。
286	要求水準書 添付資料-11								組合関連施設の使用電力量	新リサイクルセンター及び桜ノ目衛生センターに給電するにあたり、以下についてご教示願います。 1.各施設の年間運転計画(年間の運転日数及び停止日数) 2.新リサイクルセンターの運転状況は下記のとおりでしょうか。 受入:月~土曜日、稼働:月~金曜日、停止:日曜日 3.新リサイクルセンターの受入日、稼働日及び停止日における1日あたりの消費電力 4.桜ノ目衛生センターの運転日及び停止日における1日あたりの消費電力	1.について質問回答No248を参照してください。 2.について質問回答No283を参照してください。 3.について質問回答No283を参照してください。 4.について質問回答No44, 45を参照してください。
287	要求水準書 添付資料-12	1							衛生センター単線結線図	「衛生センター単線結線図」の文字が不明瞭であるため、解像度の高いデータを再度ご提示いただけないでしょうか。	「要求仕様書添付資料-12 衛生センター単線結線図」を更新します。
288	要求水準書 添付資料-14								動物の種類	その他に区分された主な動物はどのような内容でしょうか。	タヌキ、イノシシ、鳥、亀、ハムスターなどが含まれます。
289	要求水準書 添付資料-14								小動物焼却年集計	小動物受入のうち その他の種類を教示してください。イノシシ、鹿、熊等の大型動物を受付することはありますでしょうか	質問回答No288を参照してください。また、西地区熱回収施設においては、小動物専焼炉での焼却は大型犬までを目安とし、それ以上の大きさの動物は見学者に見えないように配慮しながら焼却炉で焼却するものとします。

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	回答
290	要求水準書 添付資料-15										測量図	測量図では計画地の敷地境界杭明示されていない部分があり、厳密な敷地範囲がわかりません。敷地境界の示されている資料がございましたらご提示願います。	測量図及び都市計画図以外の資料はありません。
291	要求水準書 添付資料-17	-									中央クリーンセンター竣工図	解体工事費を積算するにあたり、中央クリーンセンターの杭の有無、躯体形状のわかる図面が必要になります。参加資格審査通過社に配布される中央クリーンセンター竣工図には杭、躯体形状のわかる図面が含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
292	落札者決定基準	4	3	(2)	ア	表-1	1.	(1)	イ	①	財政負担軽減に向けた工夫	総務省の震災復興特別交付税の交付対象がわかる通知等ございましたらご開示のほど宜しくお願い申し上げます。	震災復興特別交付税は、循環型社会形成推進交付金制度の交付対象事業費（交付率1/2及び1/3）の交付金充当分以外について、95%が交付されます。交付対象外事業費に対しては充当されません。また、震災復興特別交付税は、平成32年度までの時限措置のため、平成33年度～平成35年度は適用されません。
293	落札者決定基準	4	3	(2)	ア	表-1	1.	(3)	ア	①	地元企業への発注	構成市町内企業とは大崎地域広域行政事務組合管内に本社（店）又は受任機関がある企業という理解でよろしいでしょうか。	構成市町内企業とは、大崎市・色麻町・加美町・浦谷町・美里町の1市4町に本社（店）又は受任機関がある企業を指します。
294	落札者決定基準	4	3	(2)	ア	表-1	1.	(3)	ア	①	地元企業への発注	地元企業への発注について、ここでいう構成市町内企業とは、本社、本店に限らず、支社、支店、営業所等も含めた地域への貢献が評価されると考えてよろしいでしょうか。また本件に関連した様式7-5の記載方法ですが、ご指定の表には構成市町内に本店が無くても営業所等があれば記載するという事でよろしいでしょうか。	前段のご質問については、質問回答No293を参照してください。後段のご質問については、ご理解のとおりです。
295	落札者決定基準	4	3	(2)	ア	表-1	1.	(3)	イ	①	地元採用	構成市町内在住者の定義には大崎地域広域行政事務組合管内に住民票をもつ者と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、採用日の1年以上前に転入してきた者を地元採用として認めます。
296	落札者決定基準	4	3	(2)	イ	1.	(1)	イ			表-1 非価格要素における審査項目及び配点(1/2)	イ 経済性 ①財政負担軽減に向けた工夫の評価視点にて「環境省の循環型社会形成推進交付金制度及び総務省の震災復興特別交付税の利用を考慮した提案がなされているか。」との記載がありますが、環境省の循環型社会形成交付金制度は基本的にどの事業者が建設工事を請け負った場合においても交付金の対象となる設備範囲等は変わらないと認識しております。また、交付金の内訳についてもある一定のルール（積算要領）に基づき交付金申請に必要な内訳書を作成することになると認識しています。従いまして事業者側での提案裁量は少ないものと考えますが、具体的な評価方法についてご教授頂けないでしょうか。	交付対象内外の内容については各社の提案・技術内容により違いが出てくるのではないかと考えています。また、交付金対象事業費の出来高をできる限り平成32年度までに計上できる提案を求めています。なお、質問回答No292の内容もご参照ください。
297	落札者決定基準	4	3	(2)	イ	1.	(1)	ウ			表-1 非価格要素における審査項目及び配点(1/2)	ウ 地球温暖化防止で「売電できる電力量が多い提案がなされているか」とありますが、売電電力量は基礎審査に関する提出書類(様式6-10)に記載の運転計画に基づく年間売電電力量と理解してよろしいでしょうか。また、その際の検討条件は以下の通りと理解してよろしいでしょうか ①ごみ量：計画処理量37,595 t/年 (要求水準書 第I編 設計・建設工事編 P.7 表1-1) ②ごみ質：基準ごみ (要求水準書 第I編 設計・建設工事編 P.7 表1-2) ③新リサイクルセンター及び桜ノ目衛生センターへの給電を含む ④動物焼却炉の運転は含まない。	売電電力量は基礎審査に関する提出書類(様式6-10)に記載の運転計画に基づく年間売電電力量とご理解ください。また、その際の検討条件は、ご理解のとおりです。

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
298	落札者決定基準	4	3	(2)	イ	1.	(1)	ウ	表-1 非価格要素における審査項目及び配点(1/2)	ウ 地球温暖化防止で「売電できる電力量が多い提案がなされているか」とありますが、公正な競争のため、新リサイクルセンター及び桜ノ目衛生センターについて、以下の数値をご指定願います。 ①各センターの時間帯別、曜日別の平均使用電力量 ②各センターの稼働(営業)時間、年間の運転計画	新リサイクルセンターは、年間のうち平日の230日運転を計画しており、稼働時間は1日5時間の計画です。運転日の使用電力量は3496.4kWh/日、休止日(土曜日)の使用電力量は1536.0kWh/日、休止日(休日)の使用電力量は382.6kWh/日の計画です。年間の運転計画は未定ですが、本施設の全炉停止と合わせて稼働を停止することは可能とお考えください。 桜ノ目衛生センターは年間364日運転で、1日当たりの消費電力量は、要求水準書添付資料-11「組合関連施設の使用電力量(参考)」を参照してください。 いずれの施設も時間帯別の平均使用電力量データはありません。	
299	落札者決定基準	4	3	(2)	イ	1.	(3)	ア	表-1 非価格要素における審査項目及び配点(1/2)	「発注金額、発注内容及び企業数等について具体的な優れた提案がなされているか。」との記載がありますが、以下の点についてご教授願います。 ①発注金額のみが定量的に評価されると理解して宜しいでしょうか。 ②発注内容については定性的に評価されるという理解で宜しいでしょうか。 その場合、具体的にどのような視点で評価されるかをご教授頂けますでしょうか。	発注金額のみを定量的に評価するわけではありません。 発注内容は構成市町内企業への発注内容として適切か(構成市町内企業にとって実施するのが困難な内容を発注していないか、など。)を確認するために記述をお願いするものです。	
300	落札者決定基準	6	3	(3)					価格審査	「定量化限度額については、開札時に公表する」との記載がありますが、定量化限度額の算出根拠は貴組合殿のホームページにて公表されている、調査基準価格(最低制限価格)等算出方法にて設定されるという理解でよろしいでしょうか。 ・貴組合ホームページにて公表されている算出方法は以下の通りです。 ①直接工事費の97% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の90% ④一般管理費等の55% ①から④の合計額(設定範囲7/10から9/10の範囲内)	定量化限度額の算出根拠は、組合が公表している「調査基準価格(最低制限価格)等算出方法」とは別のものです。	
301	落札者決定基準	6	3	(3)					定量化限度額	予定価格は設計・建設工事費と運営業務委託費と別に示されておりますが、定量化限度額も設計・建設工事費と運営業務委託費それぞれに設定されますでしょうか。(それとも合算した額で設定されますでしょうか。)	定量化限度額は、設計・建設工事費と運営業務委託費を合計した額に対して、設定します。	
302	提出書類の作成要領	1	1	(1)					共通事項	正本は図1に示す方法により袋綴じ・・・にて作成し、とありますが、基礎審査に関する提出書類、非価格要素審査に関する提出書類、事業計画に関する提出書類のいずれも提出直前まで修正、追加等の可能性があるため、副本と同様、簡易ファイル綴じをお願いいたします。	提出書類の作成要領に記載のとおりとします。	
303	提出書類の作成要領	1	1						共通事項	副本は様式6～様式8までを合冊としてもよろしいでしょうか。	提出書類の作成要領に記載のとおり、書類毎に簡易ファイルに綴じるものとします。	
304	提出書類の作成要領	1	1	(1)					共通事項	副本の表紙・背表紙は、記載内容がわかれば紙面を糊付けする以外の方法でもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。	
305	提出書類の作成要領	1	1	(1)					共通事項	袋綴じの正本の背表紙は提出書類の厚みが小さい場合は、背ではなく裏表紙の右側1ヶ所に張ると理解してよろしいでしょうか。	提出書類の作成要領に記載のとおり、正本の背表紙は白紙とします。	
306	提出書類の作成要領	1	1	(4)					共通事項	一式をまとめて封印して提出するとありますが、一式とは正本と正本・副本を記録した電子媒体併せて封筒に入れて封印すると理解してよろしいでしょうか。	正本と正本を記録した電子媒体を一式として、任意の封筒に入れて封印してください。	

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
307	提出書類の作成要領	1	1	(4)						共通事項	「正・副本を電子媒体に記録したものを1部提出すること」とありますが、正本、副本を1枚のCDに格納したものを提出すればよろしいでしょうか。	正本、副本をそれぞれ別の電子媒体に記録してください。
308	提出書類の作成要領	4								入札書封筒記載のイメージ	様式5-2(委任状)を提出する予定ですが、図4の通り、封筒(表)に代理人の記名押印は不要でしょうか。	不要です。
309	提出書類の作成要領	4								入札書封筒記載イメージ	入札書封筒には様式5-2委任状で提出する者の印は不要と理解してよろしいでしょうか。	質問回答No308を参照してください。
310	提出書類の作成要領	6	2	(5)	ア					入札書	封緘する対象物は様式5-1入札書のみと考えてよろしいでしょうか。事業費を示す様式8-1、様式8-2、様式8-3は封緘不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
311	提出書類の作成要領	8	2	(5)	ウ					非価格要素審査に関する提出書類	各様式の説明を補完する資料について、添付することは可能でしょうか。(例/関心表明書等)その場合、添付する資料の挿入位置は各様式ごとでしょうか。(それとも巻末に纏める、又は別冊とするものでしょうか)	各様式の説明を補完する資料として関心表明書を添付したい場合には、別冊として提出してください。その他、関心表明書以外の補完資料の添付は認めないものとします。
312	提出書類の作成要領	9	2	(5)	エ					事業計画に関する提出書類	様式8-1及び8-2は建設費及び運営費が記載されていることから入札書に記載している金額が推察される非常に機密性の高い書類となります。従いまして副本には綴じこまないことになっていますが、正本にも綴じ込まないことになって頂けないでしょうか。(又は封印した上で開札時まで保管して頂くなどのご配慮をお願い出来ないでしょうか)電子データについても同等の対応をよろしくお願ひします。	提出書類の作成要領に記載のとおり、正本に綴じ込んでください。なお、正本及び正本の電子媒体は開札時まで開封することなく保管します。
313	提出書類の作成要領	10	3	(1)	①					記載要領 共通事項	「企業名を特定または類推できる記載を行わないこと」とありますが、正本・副本ともに本文では企業名を伏せて表記してよろしいでしょうか。	正本には企業名を記載してください。
314	提出書類の作成要領	10	3	(1)	③					記載要領 共通事項	「補足資料」とありますが、非価格要素審査に関する提出書類(様式7-1~25)について、記載内容を補足する資料を添付してもよろしいでしょうか。可能である場合、補足資料は各様式の直後に各々添付する形、或いは補足資料のみを別冊として綴じる形か、枚数制限など作成要領を御教示願ひします。	質問回答No311を参照してください。
315	提出書類の作成要領	10	3	(7)						記載要領	「~それぞれの書類単位で用紙中央・最下段に通し番号付すと。[該当ページ番号/各審査書単位の総ページ数]」とあります。ページ数が非常に多いため、目次でページを明記するとともに、各項目毎に通し番号をふることもよろしいでしょうか。(例:1-1、1-2、…、2-4、2-5、…、または1-1、1-1-2、…、2-1-1、2-1-2、…)	提出書類の作成要領に記載のとおり、通し番号としてください。
316	様式集	-	様式4-1							対面的対話の申込書	対面的対話の参加予定者ですが、10名以上の参加させて頂けないでしょうか。(今回、JVでもあるため、参加人数が増えることが予想されるため、お認め頂けないでしょうか。)	ご提案を認めます。なお、具体的な参加人数については、後日改めて対象者に送付する実施要領を参照してください。
317	様式集	-	様式5-1							入札書	「提出書類の作成要領」のP6(5)アには「入札書の頭数字の前に¥を記入すること」とありますので、百億超えの入札額の場合は千億円の欄を追加し、¥を記入しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
318	様式集	-	様式5-1							入札書	様式5-2(委任状)を提出する予定ですが、様式5-1の様式通り、代理人の印に加え、代表者の印も押印することで宜しいでしょうか。	代表企業欄の氏名及び押印は、代表者のものとしてください。受任者使用印鑑は、代理人のものとしてください。
319	様式集	-	様式5-1							入札書	入札公告(大崎地域広域行政事務組合告示第19号)や入札説明書には、契約番号の記載が無いと存じますが、ご教示願ひします。また、契約番号がない場合には当該箇所は空白、若しくは「-」を入力しておくこと宜しいでしょうか。	契約番号について記載の必要はありません。「-」の記載のままとしてください。
320	様式集	-	様式5-2							委任状	委任状の封筒、封緘は不要でしょうか。	ご理解のとおりです。

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
321	様式集	-	様式 5-2						委任状	入札公告(大崎地域広域行政事務組合告示第19号)や入札説明書には、契約番号の記載が無いと存じますが、ご教示願います。また、契約番号がない場合には当該箇所は空白、若しくは「-」を入力しておくということ宜しいでしょうか。	質問回答No319を参照してください。
322	様式集	-	様式 5-2						委任状	本様式にて委任される者とは、実際に事業提案書に関する提出書類を持参提出する者という理解でしょうか。	ご理解のとおりです。
323	様式集	-	様式 6-1						提出書類の整合確認書	「応募者確認」欄には手書きで○印を記載すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。Wordファイル上で「○」を入力いただいても構いません。
324	様式集	-	様式 6-3	2					設計仕様書	様式6-4にて設計仕様書を作成しますが、様式6-4と兼ねること可なのか、もしくは様式6-4とは別に提案設計資料として作成する必要があるのかご教示願います。	様式6-4とは別に提案設計資料として作成してください。その際、様式6-4との整合性を図ってください。
325	様式集	-	様式 6-3						提案設計資料 2設計仕様書	2設計仕様書の内容は「要求水準書 設計・建設業務編」と同様であると考えていますが、記載されている内容と構成が異なります。「要求水準書 設計・建設業務編」と同じ構成で資料を作成してもよろしいでしょうか。	提案を認めます。
326	様式集	-	様式 6-10						運転計画等	運転計画の立案のため、月別搬入量の計画をご教示願います。また、運転計画については、新リサイクルセンター及び衛生センターの制約を受けない条件にて、事業者で立案してよろしいでしょうか。	前段の質問について、月別搬入量の計画はありません。要求水準書添付資料-10搬入車両台数実績を参考に、貴社にて想定してください。後段の質問について、新リサイクルセンター及び衛生センターの制約はない前提のもと、各施設へ送電することを前提とした最適な運転計画を立案してください。
327	様式集	-	様式 7-3						1. 事業全体に関する事項 (1) 全体計画	評価のポイントとして「焼却廃熱利用した発電により…(中略)…電力量が多い提案がなされているか。」と記載があります。電力量を記載する必要があると考えますが、その際の条件は事業費算出条件と同じ以下のとおりであると理解してよろしいでしょうか。異なる場合は、記載する電力量の算定条件をご教示願います。 ・ごみ量：37,595 t/年(『要求水準書』p.7 表1-1) ・ごみ質：基準ごみ(『要求水準書』p.7 表1-2) ・消費電力：本施設、新リサイクルセンター及び桜ノ目衛生センターの合計	ご理解のとおりです。
328	様式集	-	様式 7-3						事業全体に関する事項	C02排出量検討のため、電気、燃料に関するC02排出量の原単位をご教示願います。また、C02排出量は基礎審査に関する提出書類(様式6-10)に記載の運転計画に基づく年間C02排出量と理解してよろしいでしょうか。また、その際の検討条件は以下の通りと理解してよろしいでしょうか ①ごみ量：計画処理量37,595 t/年 (要求水準書 第I編 設計・建設工事編 P.7 表1-1) ②ごみ質：基準ごみ (要求水準書 第I編 設計・建設工事編 P.7 表1-2) ③新リサイクルセンター及び桜ノ目衛生センターへの給電を含まない。 ④動物焼却炉の運転は含まない。 ⑤立上げ立ち下げに係る補助燃料を含む。	前段の質問について、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数を用いるものとし、電気は、0.000518t-C02/kWh(平成30年度提出用東北電力(株)調整後排出係数)、燃料は「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」より該当する燃料の排出係数を使用してください。後段の質問について、様式7-3(別紙)を追加します。C02排出量については、別紙に沿って算出してください。
329	様式集	-	様式 7-5						1. 事業全体に関する事項 (3) 地域貢献	地元発注金額の算定対象は、構成市町内に本社(本店)がある地元企業への発注予定額であり、本施設のプラントの設計・建設工事を行う企業(地元外企業)は対象外と理解してよろしいでしょうか。その他にも地元企業への発注予定額算定にあたっての定義や対象範囲などの条件がある場合はご教示願います。	発注金額の算定対象となる構成市町内企業は、本社(本店)は問わず構成市町内に籍を置く企業です。ただし、様式7-5に本店所在地を記載する欄があるとおあり、本店所在地が構成市町内か否かは審査の際に確認します。

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
330	様式集	-	様式 7-5							地元企業への発注	『一次下請けまでの記載すること』とありますが、SPCを設立する場合、SPCから直接業務を委託する運営企業から直接発注される企業までと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
331	様式集	-	様式 7-5							事業全体に関する事項	関心表明の有無等を記載する項目はありますが、関心表明書の写しはどちらに添付すれば宜しいでしょうか。本様式の参考扱いとして関心表明書の写しを添付することは可能でしょうか。	質問回答No311を参照してください。
332	様式集	-	様式 7-5							事業全体に関する事項	「設計・建設工事での各工事（機械設備工事、土木建築工事、解体・撤去及び仮設工事）における構成市町内企業（入札公告以降において設立された企業は認めない。）」との記載がありますが、運営業務における構成市町内企業も入札公告以降において設立された企業は認められないという理解で宜しいでしょうか。入札公告以降において設立された企業が認められる場合、構成市町内企業への発注金額を増やすために企業が設立されてしまうことも考えられます。 仮に運営業務における構成市町内企業は入札公告以降において設立された企業も認められる場合においても、SPCは構成市町内企業の対象外として頂けますでしょうか。（SPCを設立しない事業者が不利となってしまうため）	運営業務についても、入札公告以降に設立された企業の記載は認めないものとします。ただし、20年間の運営期間の中で構成市町内企業の参入や撤退は想定されるため、提案金額の履行の際にはこの限りではありません。 なお、SPCを設立する場合、SPCへの発注金額は対象外とします。
333	様式集	-	様式 7-5							事業全体に関する事項	入札説明書p.20の「4 入札参加資格要件」の欄に「構成市町内に本社がある企業」との記載がありますので、上記が本様式に記載のある「構成市町内企業」の定義と理解して宜しいでしょうか。 また、本様式の表には「構成市町内の営業所等の有無」を記載する欄がありますが、元請・一次下請けを含めて仮に大崎管内に営業所を有する企業でも、構成市町内に本社が無ければ、「構成市町内企業」として認められないという理解で宜しいでしょうか。（代表企業の参加資格要件を満たす企業がJV協力企業又は一次下請として事業に参画する事例が稀にあります。仮に当該企業が大崎管内に営業所を有する場合でも「構成市町内企業」に該当しないことが、発注予定額の評価の公平性が担保されれものと思料します。）	質問回答No329を参照してください。
334	様式集	-	様式 7-5							事業全体に関する事項	「構成市町内企業（元請け）から構成市町内企業（一次下請け）へ発注する場合は、元請けの発注予定金額から一次下請けへの発注予定金額を差し引いて計上すること（発注予定額の重複は認めない。）」との記載がありますが、以下のケースの場合の計上方法についてご教授願います。 ・前提条件 「本施設のプラントの設計・建設工事及び建築物等の設計を行う者」（代表企業：A社）、「本施設の建築物等の建設工事を行う者」（協力企業：B社）、「本施設の建築物等の建設工事を行う者」（協力企業：C社）とし、B社とC社の甲型JVとA社との乙型JVを組成した場合 ※C社は構成市町内企業 ・ご質問内容 B社とC社の甲型JVにおける各下請け企業への発注は、甲型JVの代表企業であるB社から下請け企業への発注となるため、当該JVからの発注予定金額についてはC社からの発注予定金額から差し引く必要は無いとの理解で宜しいでしょうか。（下請け企業への注文書もB社から発行されることとなります）	ご理解のとおりです。

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
335	様式集	-	様式7-5							事業全体に関する事項	様式7-5にある表(設計・建設工事での構成市町内企業への発注予定額と企業名及び発注内容、運營業務での構成市町内企業への発注予定額と企業名)は必ず使用するという理解で宜しいでしょうか。必要に応じて表を形式を変更することも可能でしょうか(業種毎の発注予定額を記載し、企業名は代表的な企業を記載する等)。	様式7-5に記載の表に準じて作成してください。業種毎の発注予定額を記載し、企業名は代表的な企業を記載することでも構いませんが、構成市町内に本店を有する企業への発注額と、それ以外の企業への発注額は区別できるものとしてください。
336	様式集	-	様式7-6							事業全体に関する事項	様式7-6にある表(雇用を予定する構成市町内在住者の人員)は必ず使用するという理解で宜しいでしょうか。必要に応じて表を形式を変更することも可能でしょうか。 また、備考欄に雇用条件等との記載がありますが、記載内容について例示を頂けないでしょうか。	前段の質問について、様式7-6に記載の表に準じて作成してください。 後段の質問について、正社員やアルバイト、シルバー人材等を記載ください。
337	様式集	-	様式8							事業計画に関する提出書類	様式8-1から様式8-10(3)のうち、表示が千円単位のものについては、表示された数値の合算と合計欄とが表示上一致しなくなる場合も考えられますが、一円単位で一致していれば可と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
338	様式集	-	様式8							事業計画に関する提出書類	様式8-3の※3の注釈に事業期間を通じて平均した費用とする事との記載がありますが、様式8-1から8-3までは、貴組合からの委託費を示すものと考えてよろしいでしょうか。また、その場合、8-4以降の様式にて、必要に応じ合計を平均化した金額を記載し、様式間でリンクさせることでよろしいでしょうか。	前段の質問について、ご理解のとおりです。 後段の質問について、様式8-4以降は、平均化した金額を記載するのではなく、各年度の費用を計上してください。
339	様式集	-	様式8-1~8-10							事業計画書	落札者決定基準1p 2(2)イに「応募者から提出された非価格要素提案書、技術提案書及び事業計画書の提案内容を定量的に評価して得点化する」との記載がありますが、事業計画書(様式8-1~様式8-10)については非価格審査における審査項目がありませんが、どのような視点で評価を行うのかご教示願います。また、様式8-5にて事業期間終了後の運営固定費(維持管理費)について記載することとなっておりますが、本記載内容はあくまでも参考としての提示を求められており、非価格要素審査対象とはならない、という理解で宜しいでしょうか。	前段の質問について、非価格要素審査に関する提案内容に対して適切な事業計画に関する提案内容となっているかを確認します。 後段の質問について、参考として非価格要素審査の対象とします。
340	様式集	-	様式8-3							運營業務委託費	本様式に記載する金額は、組合様から運營業業者支払われる運營業務委託費(営業収益)と営業費用のどちらの金額を記載すればよろしいでしょうか。	組合から運營業業者へ支払う運營業務委託費を記載してください。
341	様式集	-	様式8-3							運営変動費支出内訳	運転経費及びその他経費を記載することとなっておりますが、運転経費には光熱水費の従量料金等、その他経費には燃料費、薬剤費、消耗品費等を記載すれば宜しいでしょうか。	運営変動費は運転経費とその他経費に区分しないものとします。別途、様式8-3の修正版を公表します。
342	様式集	-	様式8-4							運営固定費(運転経費)	「※3 運営固定費には、ごみ処理量の変動に応じて変動しない費用を記載すること(入札説明書添付資料-1参照)」とありますが、(入札説明書添付資料-4参照)の間違いでないでしょうか	ご指摘のとおりです。別途、様式8-4の修正版を公表します。
343	様式集	-	様式8-5							保守管理費、修繕工事費	事業期間外(平成54年度~63年度)についても記載することとなっておりますが、当該計画、金額についてはあくまで参考値としてご提示するもの、及び評価の対象外であると理解して宜しいでしょうか。	質問回答No339を参照してください。
344	様式集	-	様式8-7							運営固定費(その他経費)	特別目的会社を設立する場合、様式8-10(3)の開業費は、様式8-7運営固定費(その他経費)にリンクして記載することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
345	様式集	-	様式8-8							運営変動費	「※3 運営固定費には、ごみ処理量の変動に応じて変動しない費用を記載すること(入札説明書添付資料-1参照)」とありますが、(入札説明書添付資料-4参照)の間違いでないでしょうか	ご指摘のとおりです。別途、様式8-8の修正版を公表します。

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
346	様式集	-	様式 8-9							損益計算書	SPCを設置しない場合（代表企業が運営事業者となる場合）、20年間の運営期間における営業収益総額と営業費用総額は一致させるのでしょうか（その場合には、営業費用に運営事業者の利益等を含むことになります）。それとも「※3可能な範囲で詳細に記載し、記入欄が足りない場合は、適宜追加すること。」と記載があることから、営業収益、営業費用とは別に行を追加し、運営事業者の利益等を記載するという理解でよろしいでしょうか。後者の場合、営業収益=営業費用+利益等となります。	営業収益、営業費用とは別に行を追加し、運営事業者の利益等を記載してください。
347	様式集	-	様式 8-9							事業収支表	通常、個別工事・業務の損益を開示することはありません。SPC設立をしない場合、本様式の提出は不要とさせていただきます。仮にSPCを設立しない場合においても提出が必要な場合には営業収益と営業費用の総額を一致させて宜しいでしょうか。	質問回答No346を参照してください。
348	基本契約書（案）	3	第9条	1						異常事態に関する責任	「設計・建設工事請負契約第57条、第58条及び第60条の規定にかかわらず・・・（中略）・・・連帯してこれを負担する。」と記載がありますが、運営業務委託契約と建設工事請負契約は別契約であるため、それぞれの契約に基づく対応をとることとしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、本条は、組合に対する事業者側の責任を定めるのみであり、事業者内部の責任分担については、事業者間で定めることとなるものと理解しております。
349	設計・建設工事請負契約書（案）	9	第25条	7						前払金	「財務大臣の定める率」は、契約時点の率を適用すると理解してよろしいでしょうか。また、同契約書第56条2項・4項、第75条4項も同様と理解してよろしいでしょうか。	当該条項を適用する時点での財務大臣の定める率を適用します。
350	設計・建設工事請負契約書（案）	12	第30条	第1項						構成市町内発注金額未達減額措置	発注者が別途指定する方法により・・・とありますが、想定されている方法を具体的にご提示いただけますようお願いいたします。	各契約書の写し及び実績構成市町内発注金額を一覧に整理した資料の提出を想定しています。
351	設計・建設工事請負契約書（案）	14	第33条	第3項	第1号 第2号 第3号					著作権の利用等	成果物の公表、他人への閲覧などは、受注者のノウハウ開示に繋がるおそれがありますので、設計に関して公表、開示等を行われる場合には、事前協議をお願いします。	対象となる個別の情報の性格及び開示の目的に照らして、必要な範囲で一定の配慮を行います。最終的な判断は組合が行います。
352	設計・建設工事請負契約書（案）	14	第33条	第3項	第3号 第5号					著作権の利用等	「増築」には、受注者を除く者による機器の増設（複製）は含まないとの理解で宜しいでしょうか。	増築の主体は限定しておりません。
353	設計・建設工事請負契約書（案）	14	第36条	第3項	第5号					秘密保持義務及び個人情報の取扱い	受注者のノウハウ開示に繋がるおそれがありますので、開示の範囲等について事前協議をお願いします。	No. 351への回答を参照してください。
354	設計・建設工事請負契約書（案）	17	第38条	12						基本設計及び実施設計の手順	本項に定める修正については、11項に基づく修正という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
355	設計・建設工事請負契約書（案）	17	第40条	第5項						事前調査	第4項に基づいて受注者が通知した追加費用の見積もり及び工事工程の遅れ見込みについて、建設業務を続行することとされた場合であって、その内容が合理的と認められるときは、受注者が通知した内容にて、設計・建設業務費及び工事工程を変更いただけたとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
356	設計・建設工事請負契約書（案）	17	第42条	第2項						建設業務の実施	発注者の解体・撤去工事の完了が遅延し、受注者による建設業務の開始に支障が生じる見込みが生じたときは、必要に応じて、設計・建設業務委託費についても協議をお願いします。	既存リサイクルセンター解体撤去工事完了の遅延により受注者に生じた損害の取扱いについては、発注者と受注者で協議して定めます。

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
357	設計・建設工事請負契約書(案)	19	第44条						現場代理人の配置について	乙型の特定建設工事共同企業体を構成する場合、現場代理人は、工事進捗により代表企業および協力企業のいずれかから設置するものとの理解でよろしいでしょうか。 例えば現地工事前半の「土木・建築工事を実施しプラント工事を実施していない期間」は協力企業から現場代理人配置とし、「プラント工事を着工し土木・建築工事との並行作業となる期間」において、代表企業より現場代理人を設置(交代)とすることをお認め頂けますでしょうか。 同様に、工場棟建設工事完了後の解体工事において協力業者が一式担当する場合は、協力業者より現場代理人を配置でよいと理解してよろしいでしょうか。	現場代理人の取り扱いについては、組合と協議により決定するものとします。
358	設計・建設工事請負契約書(案)	26	第59条	2					本施設の瑕疵検査等	「本施設又は仮設施設の性能等に疑義が生じたとき」と記載がありますが、本施設又は仮設施設の瑕疵担保期間内において疑義が生じたときという理解でよろしいでしょうか。	特に期間は限定しておりません。
359	設計・建設工事請負契約書(案)	26	第62条						受注者の責任	「保存及び保管について責任を負う範囲について、部分引渡を行った部分は対象外との理解で宜しいでしょうか。 また、「その作業の結果について責任を負う」とありますが、その意味についてお示し頂けますでしょうか。	前段の質問について、ご理解のとおりですが、部分引渡し後も工事実施区域に本施設(部分引渡し対象部分)が存在することになりますので、その毀損等が起らないように配慮して本工事を進めていただくものと理解しております。 後段の質問について、保存保管の瑕疵により発注者や第三者に損害が生じた場合には賠償し、また保存保管の瑕疵により受注者に費用が発生したとしてもそれは受注者の負担とする、という趣旨です。
360	設計・建設工事請負契約書(案)	29	第66条	第2項					法令変更	発注者負担割合が100%となる場合として、「受注者の合理的努力によっても吸収できない資金的支出を伴う法令等の変更」とありますが、これに該当する法令等について具体的にイメージできません。どのような法令等がこれに該当するのでしょうか。	例えば、廃棄物処理について、現時点では予想できないほどに高度な環境配慮措置が求められ、そのための装置の設置に多額の費用を要する場合などを想定しております(したがって、本項に基づき発注者が費用負担を行うのは、極めて特殊なケースであるということになります。)
361	設計・建設工事請負契約書(案)	35	第75条	第1項					解除に伴う措置	発注者は、・・・工事材料の引渡しを受けることができるとありますが、引渡しを受けない場合を想定されていると推察致します。引渡しを受けない想定されるケースを具体的にご提示いただけますようお願い致します。	建設途中の本施設の引渡しを受けたとしても、第三者に完成させることが困難であると見込まれる場合等を想定しておりますが、具体的な状況を踏まえ判断しますので、現時点で具体的なケースを提示することは困難です。
362	設計・建設工事請負契約書(案)	37	第79条						管轄裁判所	「宮城地方裁判所」とありますが、これは「仙台地方裁判所」を意味するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。別途、設計・建設工事請負契約書(案)の修正版を公表します。
363	設計・建設工事請負契約書(案)	42	別紙5						支払限度額及び出来高予定額等	支払限度額、出来高予定額等は金額が入っていないため、事業者の提案する工程に応じて設定頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
364	運営業務委託契約書(案)	3	第15条						発注者の責任	要求水準書第Ⅱ編運営業務編P5,4組合の業務範囲2)に記載されている焼却主灰の搬出及び資源化の記載がありませんが、要求水準書の記載が正と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。別途、運営業務委託契約書(案)の修正版を公表します。
365	運営業務委託契約書(案)	3	第16条	第1項					指示監督等	「本委託契約の履行について必要あるときは」とありますが、例えば、法令や仕様書等に違反する事象があった場合に指示監督がなされることがあるとの認識で宜しいでしょうか。	ご指摘のケースも含め、発注者が必要と認めたときにを行います。
366	運営業務委託契約書(案)	4	第19条	2					運営業務の開始の遅延	「財務大臣の定める率」は、契約時点の率を適用すると理解してよろしいでしょうか。 また、運営業務委託契約書第69条2項も同様と理解してよろしいでしょうか。	当該条項を適用する時点での財務大臣の定める率を適用します。

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
367	運営業務委託契約書(案)	9	第39条	5項						臨機の措置	「本施設の瑕疵による場合、当該措置は、受注者の責めに帰すべき事由に基づくものとみなし、当該措置に要した費用は全て受注者が負担する」との記載がありますが、瑕疵に対しては建設工事請負契約者が責任を持つべきと考え、それに伴う損害は運営事業者が負担すべきではないと考えますので、見直しをお願い出来ないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、本条は、組合に対する事業者側の責任を定めるのみであり、事業者内部の責任分担については、事業者間で定めることとなるものと理解しております。
368	運営業務委託契約書(案)	9	第40条	2項						費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	「本施設の瑕疵により異常事態の発生又は計画外の運転停止が生じた場合には…かかる事態への対応に要する費用は全て受注者が負担する」との記載がありますが、瑕疵に対しては建設工事請負契約者が責任を持つべきと考え、それに伴う損害は運営事業者が負担すべきではないと考えますので、見直しをお願い出来ないでしょうか。	質問回答No367を参照してください。
369	運営業務委託契約書(案)	10	第40条	5項						費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	「本施設の瑕疵を原因とした異常事態の発生…かかる事態の発生は受注者の責めに帰すべき事由によるものとみなし、前項本文の規定により、運営固定費の減額を行う。」との記載がありますが、本施設の瑕疵は運営事業者には責任は無いため、運営固定費の減額については見直しをお願い出来ないでしょうか。	質問回答No367を参照してください。
370	運営業務委託契約書(案)	11	第41条	2項						運転停止を伴わない異常事態の発生に対する運営固定費の減額	「本施設の瑕疵を原因として異常事態が発生した場合には、当該異常事態の発生と相当因果関係を有する損害を、発注者に賠償しなければならない」との記載がありますが、瑕疵に対しては建設工事請負契約者が責任を持つべきと考え、それに伴う損害は運営事業者が負担すべきではないと考えますので、見直しをお願い出来ないでしょうか。	質問回答No367を参照してください。
371	運営業務委託契約書(案)	11	第43条							計画構成市町内発注金額未達減額措置	各会計年度終了後に計画と実績と比較にて未達金額を算出し、減額措置する旨の規定ですが、運営期間においては例えば補修・更新などの実施時期については劣化度合いなどにより変動することが想定されます。従って、運営期間中の計画と実績についての比較とするか、もしくは各年度とする場合は計画を実績が上回った場合は上回った額を増額するなどのご処置をお願い致します。	第43条第3項に記載のとおり、「補修・更新などの実施時期については劣化度合いなどにより変動すること」が構成市町内発注金額未達の理由であることが明らかでない場合には、「構成市町内発注金額未達が受注者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを受注者が明らかにし、発注者がこれを認めた場合」に該当すると想定しております。
372	運営業務委託契約書(案)	14	第51条	第2項						第三者の損害	「(通常避けることのできない、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気等を含む。）」とありますが、通常避けることのできない事象については、受注者に責任がある場合のみ、受注者も損害額の一部について負担することがあり得るとの理解で宜しいでしょうか。	具体的な状況により判断します。
373	運営業務委託契約書(案)	15	第54条							不可抗力による負担	「不可抗力による損害が生じた場合において…(中略)…これを超える額については発注者が負担する。」と記載がありますが、組合様に所有権のある本施設の毀損やそれに伴う代替処理に要した費用は全て組合様の負担と理解してよろしいでしょうか。	本条のとおり、不可抗力を原因とする、運営業務実施費用の増加分については、(受注者に生じた損害と合わせて)年間の運営業務委託費の1%に至るまでは、受注者が負担します。
374	運営業務委託契約書(案)	16	第56条	第2項	第5号					運営期間終了時の取扱い	「本施設が、運営期間終了後10年間に、本施設の全部を停止すべき期間が14日以上発生する補修工事が不要な状態であること」とありますが、どのような方法で、この条件を満たしていることを確認するのでしょうか。	平成53年度に実施する引渡性能試験の結果、事業期間終了までに見直し、再策定する長寿命化総合計画の内容等により総合的に確認します。
375	運営業務委託契約書(案)	18	第60条	第3項						委託業務の一部解除	「やむを得ないと発注者が認めるものについてのみ賠償する」とありますが、受注者に様々な損害が生じる可能性があると考えられますので、賠償の範囲については協議させて頂けますでしょうか。	協議を排除する趣旨ではありませんが、賠償の範囲については、最終的には発注者が判断します。
376	運営業務委託契約書(案)	19	第63条	第3項	第1号 第2号 第3号					著作権の利用等	成果物の公表、他人への閲覧などは、受注者のノウハウ開示に繋がるおそれがありますので、設計に関して公表、開示等を行われる場合には、事前協議をお願いします。	質問回答No351を参照してください。
377	運営業務委託契約書(案)	19	第63条	第3項	第3号 第5号					著作権の利用等	「増築」には、受注者を除く者による機器の増設(複製)は含まないとの理解で宜しいでしょうか。	増築の主体は限定しておりません。

西地区熱回収施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
378	運営業務委託契約書(案)	21	第66条	第3項	第5号					秘密保持義務	受注者のノウハウ開示に繋がるおそれがありますので、開示の範囲等について事前協議をお願いします。	質問回答No351を参照してください。
379	運営業務委託契約書(案)	21	第70条							管轄裁判所	「宮城地方裁判所」とありますが、これは「仙台地方裁判所」を意味するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。別途運営業務委託契約書(案)の修正版を公表します。
380	該当なし										本事業における建築確認は、計画通知ではなく、確認申請であると理解してよろしいでしょうか。その場合指定検査確認機関に申請することは可能でしょうか。	計画通知でも可です。計画通知とするか確認申請とするかは、事業者の判断によるものとします。また確認申請の場合、指定検査確認機関に申請することは可能です。
381	該当なし										本施設において、地下水の性状に応じて除鉄・除マンガン装置を整備することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。別途、要求水準書 第I編 設計・建設工事編の修正版を公表します。
382	該当なし										以下が確認できる図面のCADデータをご提示願います。 ・新リサイクルセンターの出入口の詳細位置 ・新リサイクルセンター棟の一般図(鳥瞰図作成のため) ・保全区域ライン(江合川堤防の法尻から20m)	質問回答No41及びNo51を参照してください。

※ 入札説明書、要求水準書、設計・建設工事請負契約書(案)、運営業務委託契約書(案)の修正版は10月17日以降公表予定です。

※ 様式集の修正版は後日公表します。